

# 家庭教育における性別役割分業

——変質する家族像を手がかりに——

徳久 恭子\*

## 目 次

はじめに

- 1 性別役割分業の捉えられ方
- 2 家庭教育と性別役割分業
- 3 性別役割「分立」化する家族

おわりに

## はじめに

小学校に上がれば楽になるよ、といわれた子育ては一向に楽にならない。むしろ、家庭の負担は増えている。保育所の頃は長時間利用が可能だったし、保育士の温かい眼差しと確かな専門性に支えられ、家事や育児は夫と協力しながら、なんとか切り抜けた。だが小学校はそうはいかない。教材を明日までに来週までにそろえてください、宿題は家できちんとみてあげてください、子どもの話を聞いてあげてください等々、たくさんの要求がある。放課後児童クラブも規模や職員配置とその質に大きなばらつきがあり、当たればいいが、外れれば放課後問題が生じる。仕事は減らない。なんでこんなに大変なんだ。フルタイムの共働き世帯が痛感する思いは同じだろう。むろん、夫が協力してくれるだけいいじゃない、という声も聞かれる。共働きとは何だろう。

---

\* とくひさ・きょうこ 立命館大学法学部教授

大学で学部生に将来の生活予想を聞くと、「経済面に不安があるから共働きになると思う」との意見が多く返ってくる。「家事はどうするの」と聞くと微妙な顔になる学生が現れる。技能に不安があるらしい。自信のない学生の多くは日常的な家事は母親任せだという。ここまでは男女の違いはない。今後を聞くと、やらざるを得ないだろうからその時はやりますという状況依存的な回答が女性で多くなる。性別役割分業の片鱗だ。ただし、育児への積極性と介護への不安に性別による大差はない。複雑だ。

中学校では男女が技術と家庭科に分かれ、高校では女子だけが家庭科を受講した筆者（団塊ジュニア）世代と男女共修で育った大学生の間には、性別役割分業に対する認識と内面化に差がある。ところが、育児・教育・介護という人の手を要するケア労働をまずは家庭が担うべきだと考えがちなのは変わらない。世代横断的に共有される認識は、「家族がケアする社会」を再生産する。家族のケア耐性が低ければ、少子化を招くにもかかわらずである。学生たちが漠然と抱く不安の一端もそこにある。

なぜ私たちは家族がケアすることを当たり前だと考えるのだろうか。本稿は「家族がケアする」こと、より正確には、性別役割分業を所与として「母親がケアをする」ことを前提にした社会規範およびそれを体現した家族がどのように築かれたのかを教育の問題に焦点を据えて検討する。そのうえで、共働き化の進む社会においても「ケアする家族」であることを期待するならば、家族はどうあるべきかを少しばかり考えたい。迂遠に思われるかもしれないが、まずは現代社会の問題から検討しよう。

## 1 性別役割分業の捉えられ方

### 性別役割分業に対する認識

令和4(2022)年度版の『男女共同参画白書』によると、妻が64歳以下の共働き世帯数は1,177万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は458万世帯で、共働き世帯がおよ

そ72%を占めたという(2021年の統計)。世帯構成の変化は、意識の変化を伴うことが多い。事実、2019年の調査<sup>1)</sup>では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業を支持しない人の割合が、女性で63.4%、男性で55.6%を占めた(図1)。年代別に確認すると、70歳以上の男女では、性別役割分業を明確に支持する意見(「賛成」)の占める割合が他の世代より高く、60代以下の男女については、おおむね6割以上が反対していることがわかる(図2)。

性別×年代別の類型をみよう(図2)。すると、性別役割分業に反対する割合が30代男性で最も高いことがわかる(「反対」「どちらかといえば反対」の合計:70.2%)。一方、40代男性は55.6%にとどまる。女性を見ると、30代と40代の回答は近似する。この年代は子育て世代にあたることから、それが何らかの影響を及ぼすと考えられる。性別役割分業への評価が30代男性には否定的に、40代男性には肯定的になる理由はどこに求められるのだろうか。

内閣府のデータによると、30代男性が性別役割分業に反対する主な理由は、「固定的な夫と妻の役割を押しつけるべきでない」(65.5%)、「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られる」(42.5%)、「妻が働いて能力を発揮した方が個人や社会に良い」(41.4%)、「男女平等に反すると思うから」(39.1%)、「家事などと両立しながら妻が働くことは可能」(28.7%)だという。一連の理由のうち「家事などと両立しながら妻が働くことは可能」だとする回答が、他の年代に比べて高い。

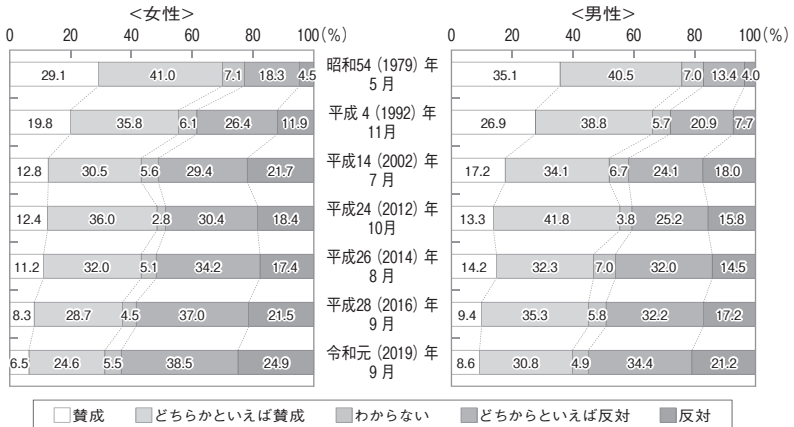
これと対照的なのが20代男性で、規範や経験(親が共働き)にもとづく判断が多い。調査を行った2019年の初婚が男性で31.2歳、女性で29.6歳であることを念頭におくと<sup>2)</sup>、経済的理由(「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られる」)の高さは、必要性に拠るといえる(20代=35%、30代=42.5%、

---

1) 内閣府「令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査」(<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/2-2.html>)。

2) 「人口動態統計2019年」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003413966>)。

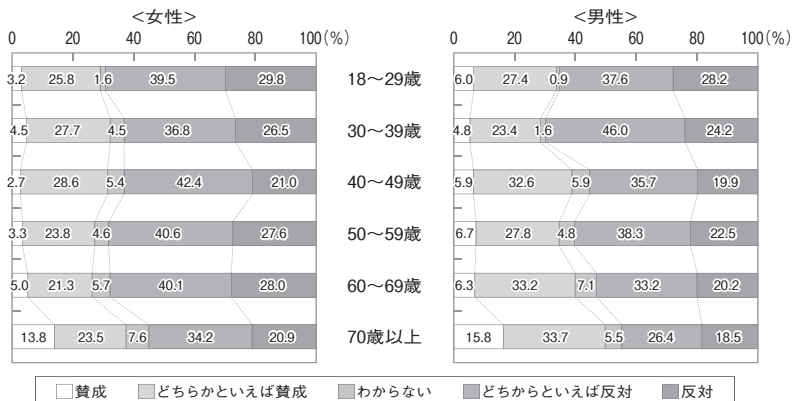
図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54 (1979) 年) 及び「男女平等に関する世論調査」(平成4 (1992) 年), 内閣府「男女共同参画社会の関する世論調査」(平成14 (2002) 年, 24 (2012) 年, 28 (2016) 年, 令和元 (2019) 年) 及び「女性の活動推進に関する世論調査」(平成26 (2014) 年) より作成。  
 2. 平成26 (2014) 年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28 (2016) 年及び令和元 (2019) 年の調査は, 18歳以上の者が対象。

出典：『令和4年度版 男女共同参画白書』136頁。

図2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識（年代別）



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元 (2019) 年) より作成。

出典：『令和4年度版 男女共同参画白書』136頁。

40代=45.5%)。

子育て世帯の共働きは無条件に成立しない。共稼ぎの利点が家事・育児という有償・無償のケア労働の負担を上回る体制を家庭内で築けなければ、市場と家庭における生産活動を分業せざるを得ない。これを「家事などと両立しながら妻が働くことは可能」という回答に代替させて、年代別に確認しよう。妻の両立は可能とする回答は、30代男性で28.7%，40代男性で24.4%，子育てが落ち着く50代で32.3%，子育てを終える60代で40.2%に跳ね上がる。子どもの年齢が低いほど育児負担（実働）は大きいことから、30代<sup>3)</sup>がより多くの困難を抱えるといえる。

男性の中で性別役割分業を支持する割合が最も低い30代であっても、性別役割分業への支持は一定ある。家庭教育の適任性（「妻が家庭を守った方が子供の成長などに良い」（30代男性 71.4%，40代男性 60.0%））が筆頭理由となる。共働きの実行不可能性を示す回答（「家事などと両立しながら妻が働くのは大変」（30代男性 51.4%，40代男性 41.2%））も相当高い。この回答は、育児に対する女性の労働環境の寛容さが影響すると考えられるため、理由の精査が必要になる。それを理解したうえで、大胆に推測すると、家庭内の生産活動（家事、育児、教育、介護等）の適任性を性別で判断するほど、また、家庭内のケア労働を共有化する環境づくりを妻も夫もそれぞれに行うコストが高いと認識するほど、両立困難と答えると考えられる。逆に、家庭内の生産活動を共有し、それをなす環境づくりを対内的にも対外的にも進める必要があると認識する男性は、両立可能とみなすことになる。

違いはどう生じるのだろうか。考えられる理由の一つに、「社会化」効果が挙げられる。性別役割分業を支持しない理由の中で、世代差が顕著なのは、「自分の両親も外で働いていたから」という項目になる。回答者（男・女）の平均値は16.1%だが、20代では27.8%，30代では23.3%を占め、他の世代を引き離している。共働きの親がロールモデルになる場合、

---

3) 2019年の第1子出産時の母の平均年齢は30.7歳。

仕事と家事の両立は日常で、その実践を生活の中で学ぶことで、性別役割分業に消極的になると予想される<sup>4)</sup>。

社会化と別に考えられるもう一つの理由は、学校教育である。具体的には、中学校の技術・家庭科の男女共修や高等学校の家庭科4単位の男女必修化をさす。家庭科の男女共修化は、中学校では1993年度から、高等学校では1994年度から実施されており、中学校では1980年度以降、高等学校では1978年度以降に生まれたコーホートが男女共修世代、それ以前が男女別学世代となる。2019年の調査時では、1978年生まれば41歳、80年生まれば39歳であり、30代は男女共修世代にあたる。中学校の技術・家庭科の男女共修化の効果を検討した原とロドリゲス・プラナスの研究によると、中学の技術・家庭科の男女共修化は男性の家計生産時間を増やしたばかりか、意識の面でも変化をもたらし、そのことが家庭内の夫婦の役割分担に影響を与えたという（Hara and Rodríguez-Planas 2021）。

男女共修効果説を前提にすれば、20代も同様の傾向を示すと予想される。ところが、内閣府の意識調査を見る限り、20代男性への効果については解釈の余地が残る。図2が示すように、5件法の両端（「反対」と「賛成」）の回答比率が30代男性を上回っており、極化する理由の検討が求められるからだ。20代（1990～1999年生まれ）が学校生活を過ごした時期は、男女共同参画という新しい規範の浸透とジェンダー・バックラッシュが併発した。ジェンダー・バックラッシュの影響には地域性があるため、二極化を促した要因は別に求められるかもしれない<sup>5)</sup>。もう少し考えよう。

---

4) 性別役割分業を支持する理由として、「親もそうだから」とする回答が20代の男女（男女雇用機会均等法施行後に就労した母を持つ世代）で39.7%と突出しており、社会化効果が窺える。

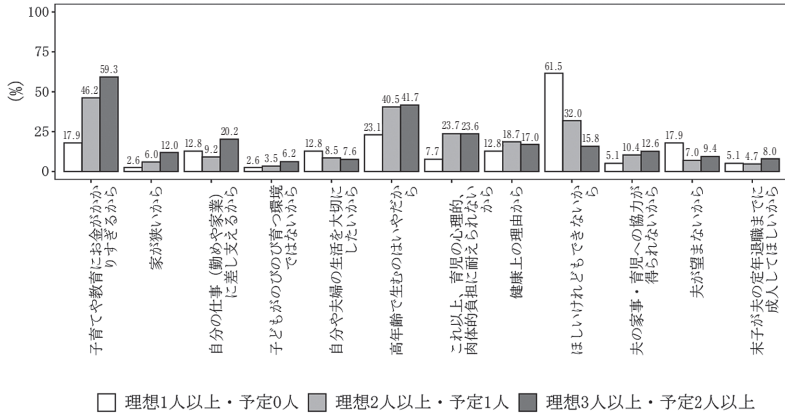
5) 性別役割分業への態度は社会階層によっても決められる。専業主婦率の高さは所得の最上位・最下層で多いことが知られている（Esping-Andersen 2009=2022）。20代は所得格差の拡大が著しくなった時期に誕生した群であるため、経済的な要因は見逃せない。ジェンダー・バックラッシュの影響（規範の影響）はさまざまな要因の検討のうえに示すべきだろう。

少子高齢化の進む日本で将来にわたる労働力を確保するには、女性の労働市場への参加と出生率の上昇が求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が欠かせないが、現状はそれを推進する政策と困難にする政策とが混在し、綱を引きあっている。福祉国家がフォーディズム型生産様式と性別役割分業を基礎にしたことは知られているが、脱工業化の進行に伴う女性の労働市場への参加とそれを補完する社会保障政策が各国の性別役割分業のあり方を分岐させた (Esping-Andersen 1999=2000)。日本では、労働市場のデュアリズムが男性正規社員従業員(以下、正社員)の安定雇用と労働市場の弾力性を保障する一方で、労働市場における女性の周辺化と有償・無償のケア労働の女性偏重をもたらし、性別役割分業を一層強化させた (大沢 2007)。近年の労働力不足は女性に参加を促すものの、ケア労働は軽減されず、市場と家庭内の生産活動の両立を女性の責任で果すことを求める。結果として、出生率は漸減したままにある。

国立社会保障・人口問題研究所が2021年6月に実施した「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」によれば、独身女性が理想とするライフコースおよび独身男性がパートナーに望むライフコースについては、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)」が初めて最多になったという(女性:34.0%, 男性:39.4%)(31-32頁)。他方、結婚意思のある18~34歳の未婚女性の希望子ども数は、調査開始以降初めて2人を下回った(前回の2015年調査:2.02人, 今回調査:1.79人)。出産や出生数への意欲低下がわかる(34頁)。

夫婦調査においても、平均理想子ども数は2002年調査以降ゆるやかに低下し、2.25人になった(予定子ども数は2.01人)。経済的・身体的事由が理想と予定子ども数を遠えさせている(図3)。注意したいのは、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」とする回答が理想2人以上の夫婦において1/4弱を占める点にある。同調査によると、第1子が3歳になるまでの夫の家事・育児の頻度は増加傾向にあるという(74頁)。夫の家事の頻度は妻の就業状況に左右されるが、育児については、

図3 理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想の子ども数を持たない理由第16回調査（2021年）（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



□ 理想1人以上・予定0人 ■ 理想2人以上・予定1人 ■ 理想3人以上・予定2人以上  
 出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）結果の概要」、2022年、60頁。

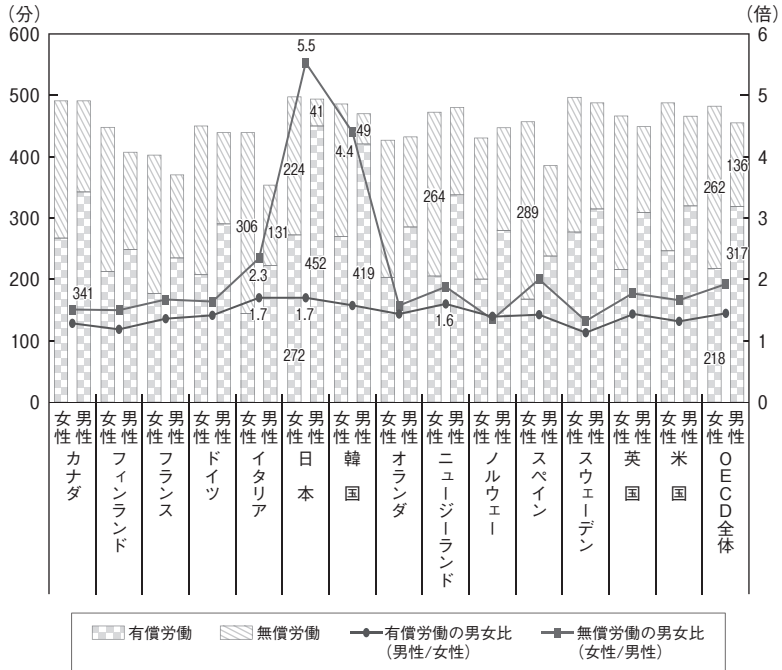
妻の働き方を問わず、半数以上の男性が積極的に関与している（75頁）。

だがそれは頻度を問うもので、時間を意味しない。令和3年の社会生活基本調査によれば、6歳未満の子供をもつ夫の家事関連時間は（1週全体で）1時間54分、妻は7時間28分を割いている。夫の家事関連時間は増加傾向にあるものの、夫婦間の格差は著しく、性別役割分業は明らかだ<sup>6)</sup>。むしろ、そのすべてが男性の怠惰を示すわけではない。日本の男性の有償労働時間は国際的にみて極端に長く（図4）、家事や育児等の無償のケア労働を担うことは物理的に難しい。有償・無償労働時間を合わせた総労働時間を男女別にみても、日本はOECD諸国の中で非常に長く、時間的な余裕を欠くことから、個人の努力による改善は望みがたい。これ以上の負担に耐えられないとの回答は、こうした状況に起因する。最初の検討に戻れば、20代男性の二極化した回答は、社会化や教育を通じて規律化される家事の協働と長時間労働や経済不安が過剰圧力となって家庭生活と仕事の

6) 総務省統計局「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果 結果の概要」2022年8月31日、5頁。



図 4 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり，国際比較）



出典：『男女共同参画白書 令和2年度版』（図表の詳細については、[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-c01-01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-c01-01.html) を参照のこと。）

両立を一部に忌避させた結果といえるかもしれない。

### 性別役割分業を強化させる要因

長時間労働の是正には、政府による規制や指導等が欠かせない。政府が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等を策定して、政労使の合意の下に実現を目指そうとするのもそのためだ。小泉純一郎政権が「仕事と子育ての両立支援等の方針」（2001年7月6日閣議決定）を示して以降は、保育に関する施設の充実等を通じて、女性が労働市場に参加する／し続けるための条件整備が進んだ。しかし、人手と時間を要するケアを共

働きの家庭においても安心して行える環境づくりは途上にある。むしろ、政府も手をこまぬいているわけではない。時間の確保に限れば、1992年4月1日の育児休業法施行以降、育児・介護休業に関する法整備が進み、男女ともに十分な保障が受けられるようになった。

にもかかわらず、ケア労働は女性に偏ったままだ。その理由をインタビュー調査から明らかにしたプリントンによると、「日本の社会、とりわけ日本の企業は、『男性のあるべき姿』の定義を広げて、家庭生活に参加し、その時間を楽しむ男性をそのなかに含めることができずにいる」ことで、男性の社会的役割を「一家の主たる稼ぎ手」という著しく狭い定義にとどめていること、企業に勤める男性もその認識を内面化することで、育児休業取得を躊躇する結果になるという（プリントン 2022:65）。くわえて、日本では男女の賃金格差が大きく、経済的理由から女性が育児休業を行使する傾向にある。育児休業の取得状況に性別による偏りがあることは、男性の社会的役割を稼得者に限り、女性にケア労働を期待するジェンダー本質主義を正当化する現象と理解され、再強化される（同：94-95）。

これは、賃金稼得者とケア労働者を性別で区分することが日本の企業に利することを意味する。日本の企業は、企業特有の技能で比較優位を築くことを生産戦略としてきた。この戦略は人材育成を内部化することから、新規学卒一括採用とOJTによる職業訓練を基軸にする。企業特有の技能は従業員の転職コストを高めるし、技術者の離職は企業の生産戦略に負の影響を与える。そこで、企業は従業員の生活給を保障することで長期雇用を確保してきた（Hall and Soskice eds. 2001）。

終身雇用や年功賃金からなる日本の雇用慣行は男性正社員の地位を保全する一方で、激しい競争に従事させた。ジョブ型雇用を採らない日本では、職務内容は無限定で、勤務時間の規制も厳しくない。ジョブローテーションは職務のみならず、勤務地も対象にする（転勤）。昇進ポストに限りがある以上、男性正社員は無限定な働き方を間接かつ自発的に強いられる。非公式かつ自覚されにくい制約は、「男性は育児休業を取得すべきで

ないという『規則性に関わる規範』を男性従業員に強く根づかせたり(プリントン 2022:94), 「人々は男性の育児休業に対してポジティブな態度を抱きつつも, 世間一般の人々は反対に男性の育児休業に対して否定的なのだろうと知覚」する, 多元的無知の状態に陥らせる(宮島・山口 2018:68)。男性の意識が個人レベルで変化しても, 組織として変わりにくいという実態が浮かび上がる<sup>7)</sup>。

男性が家事や育児に関われない／関わらない現実には, 女性に育児を強要させる。女性自身, 無意識にもつジェンダー・バイアス(母親らしさ, 育児は女性がするもの)が自縛的に育児を強制する点も否めない。男性の無限定な働き方は, 女性が専業主婦としてケア労働を一手に担う場合に成り立つもので, 共働美化を予定しない。結果として, 女性の社会進出は出産の忌避や育児と仕事の両立を断念させている。

2018年7月にニッセイ基礎研究所が行った「女性のライフコースに関する調査」をみよう<sup>8)</sup>。調査で理想のライフコースとされたのは, 結婚や出産後も仕事を続ける「両立コース」だった。しかし実態は違った。ライフコースが定まった40・50代の実現度を確認すると, 両立を実現できたのは28.7%にとどまった。重回帰分析によって両立の促進要因を特定したところ, 「就業状態(正規雇用者, あるいは自営業であること)や母親のライフコース(母親も働いていたこと)は正の影響を, 配偶者の年収や年齢の高さは負の影響を与える」ことがわかったという(9頁)。ここでも社会化効果を確認できるが, 25~39歳では, 配偶者の年収による負の影響は見られず, 就労継続傾向の高さが示されたことから学校教育の影響も推測される。

注意したいのは, 20代(回答者:25~29歳)女性の理想とするライフコー

---

7) 少し前のデータになるが, 武石の研究によると, 男性労働者の場合, 現在の仕事に満足していない人や, 残業や転勤を望まない人ほど短時間勤務を希望する傾向にあるという。会社組織への従属性や忠誠心の高さが男性の働き方の選択に影響を与えることがわかる(武石 2006)。

8) 以下の記載は, 久我尚子「女性のライフコースの理想と現実」(INLI Research Institute REPORT) 2019年2月号, 8-9頁)を引照した。

スの二極化傾向である。彼女たちは、両立（20代 36.9%、平均 34.1%）や専業主婦（結婚退職専業主婦コース：20代 16.0%、平均 13.7%／出産退職専業主婦コース：20代 12.1%、平均 10.4%）を強く希望する一方で、再就職をあまり望まない（20代 19.0%、平均 25.9%）。専業主婦志向の強さの理由は定かでないが、レポートを作成した久我は「今の共働き・ワーキングマザーの働き方がつらそうで、それを回避しようとしているのではないか」との見立てを示している<sup>9)</sup>。調査が行われた時期は、保活やワンオペ育児が社会問題化した時期であり、初婚や第一子出産平均年齢に近い彼女たちがそれらを自身の問題として受け止めた可能性は低くない。彼女たちの不安は前項でみた20代男性のそれと共通する。

総じてみれば、男女共同参画という規範になじみ、家事や育児を男女がともに行うことを支持する若い世代であっても、それを難しくする実態（雇用慣行）があり、それがジェンダー・バイアスを強化することがわかる。規制や指導を通じて、ライフステージに応じた生活時間の管理を個人が柔軟に行う環境づくり、真の「働き方改革」が期待される。同時に、家庭教育の負担の軽減と家庭内の協働が求められる。

## 2 家庭教育と性別役割分業

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策に、家庭教育の負担軽減を加えることを奇異に思われるかもしれない。「家庭内で行われる教育」は私的な行為と映る。しかし、家庭教育（私教育）の一般化を促したのは学校教育（公教育）であり、政府の施策から自由でない（小山 2022：85）。すべての「子ども」は庇護され、教育を受けるべき存在と認識され、その子どもは夫婦と子からなる家庭という閉鎖的な私的空間で暮らし、母性をもつ「母親」に育まれるという認識が生まれるのは、近代に入ってから

---

9) 『日本経済新聞』2019年3月8日夕刊。

ことで(アリエス 1980)、近代教育(学校教育・家庭教育)は「市場」と「国民国家」という新しいシステムのもとで生成した。

では、家庭教育とは何か。それは、しつけや子どもの社会化と、家庭での学習および子の社会的地位の達成に向けた行為からなる(天童・多賀 2016:224)。2006年12月22日に公布・施行された改正教育基本法は、子の教育についての第一義的な責任は父母その他の保護者に帰するとしたが(第11条)、規定の新設そのものが、子へのしつけや学習を行う場は家庭に限られないことを意味する。

にもかかわらず、家庭への責任が明記されれば、負担の増加圧力になりかねない。前掲の図4で見たように、時間的余裕を欠く生活を送る中で、家庭教育の時間をさらにひねり出すことは、至難の業で、個人の努力はひずみとなって現れるかもしれない。労働時間の短縮と弾力化を欠いたままに、家庭教育の充実を期待すれば、それがワーク・ライフ・バランスの実現を阻害する。家庭教育の問題を論じるためにも、まずは日本における家庭教育の歴史と、そこで語られた家族像を確認しよう。

## 家庭教育の誕生

近代国家の建設を使命とした明治政府は、富国強兵という政策目標を掲げ、学制、兵制(徴兵令)、税制(地租改正)を整え、殖産興業に勤めた。学校教育は国民統合の手段であり、産業化を保障する人的資本の形成を担った。しかし、日本にない制度を全国一律的に導入するのは困難で、段階的に実施された。学校教育を推進したい政府は、学校教育を支持し補完する存在として「女子」が「賢母良妻」になることに期待を寄せ、家庭教育の充実を求めた(小山 2022)。

とはいえ、社会の反応はまちまちだった。農村部では、しつけは共同体(「村のしつけ」)や労働の場(家業や丁稚奉公先等)で行うもので、家庭で行うという認識は低かった。都市下層部も同様であった。一方、富裕層の関心は高かった。子どもへの親の関心は、経済状況に規定されたからである

（広田 1999：第1章）。

明治30年代から40年代（1900-10年代）にかけて義務教育学校への就学率が上がると、教育への社会的な関心が高まった。大正（1910-20年代）になると、家庭教育に関する一般向けの書籍や雑誌記事が多く出回り、都市に住まう中産階級の女性たちの間で熱心に読まれた。主婦や主婦予備軍である彼女たちの夫や父親たちの職業は、官吏、大学教員、専門学校長、職業軍人、銀行員等で新中間層に相当した。家業でなく、学歴を介して就業した彼らは、妻と子からなる核家族という単位で家庭生活を営んだ。つまり、都市の新中間層は、夫が外で働いて得た賃金を家計に入れ、妻は家事や育児を担うという性別役割分業を生活の基礎とした。

いわゆる「近代家族」が誕生したわけだが、この関係は女性が「主婦」として生きることを受け入れずには成り立たない。専業主婦とは、学校や職場など対外的な人間関係の場から切り離された「家庭」という私的空間で、家族の生命維持活動（食事や睡眠等）や趣味娯楽を楽しむ文化的な余暇生活を支えるための家事労働に従事し、再生産活動として子の養育に勤しむ存在とされる。社会的に孤立した家庭内で献身的な役割を期待される「専業主婦」という役割を務めるには、相応の意義が必要になる。それを彼女たちに与え、専業主婦としての暮らしのノウハウを提供したのが、婦人雑誌を始めとする女性向けのマスメディアであった（木村 2010）。

大衆婦人誌に描かれた「主婦」であることの魅力を分析した木村は、「理想の主婦は、理想のホームとともに実現され」と述べる。近代家族の暮らす「家庭」は「内」と「外」の区分により成立し、家庭は「外」で社会的な活動をして帰る家族メンバーの疲れと緊張を癒す「安息の場」として機能することを期待され、主婦には家族の団らんを司る女神たらんことが求められた。大衆婦人誌では、家庭に暮らす夫婦は対等な関係にあり、その間に生まれた子どもは愛しんで育てられる存在で、子ども本位の家庭を築くことを提唱した。むろん、その実現は女性の双肩にかかっていると論すわけで、「子どもの教育は母親の責任」であることを繰り返し説

き、胎教、乳幼児期の健康管理、子どもの学習や生活習慣のしつけ、中等学校以降の受験勉強など、家庭教育に関する情報を多く提供して、主婦としての振る舞いを方向づけた(同:211-215)。

新中間層の母親たちは、子どもを「子どもらしく」育てること(童心主義)が肝要と教えられる一方で、子どもの社会的地位(職業)を親と同じくする(再生産)、もしくは、上昇させる教育を施すことが強く求められた。家業(世襲的地位)をもたない新中間層にとって、子どもの将来を決めるのは学歴だった。学歴階梯を昇る子弟が通った師範付属小学校や私立小学校の多くは、学校は知識伝達の間であり、人格教育の間であることを謳い、家庭に学校の求めるしつけと学習の補完を求めた。ここに学校教育と家庭教育の同型化(学校での「よい生徒」=家庭での「よい子」)が進むわけだが、そこには、子どもの人格形成と学歴獲得のためにあらゆる努力と注意を惜しまない母親たちの存在があった。家庭教育の誕生は、ジェンダー本質主義に規定される「教育する家族」の誕生を意味した(広田1999:第2章)。

### 相互補完する家族・教育・労働

だがそれは限定的であった。「教育する家族」が一般化するには、産業構造の転換を待つ必要があった。「(家庭)教育しない家族」が「教育する家族」になるには、経済的余裕とインセンティブが要されたからである。つまり、学歴が社会階層の上昇移動を可能にするという現実があり、進学が万人に開かれ、それを保障する資源(財力や労力)を家庭がもつことを前提にしたわけであるが、工業社会はそれを可能にした。

すでに述べたように、日本企業は企業特有の技能にもとづいて比較優位を築くため、若年労働者を確保し育成することが欠かせない。採用活動は労働者の可塑性の高さを代替する学歴(学校歴)を基準とするため、学歴と就職の親和性が高い。単線型の学制は、学校歴による序列化を促すことで企業の採用コストを下げるばかりか、教育機会の均等を保障することで

労働市場における就労機会の平等化を想起させ、学歴獲得競争（受験）を過熱させる（徳久 2011）。受験を勝ち抜くには、学校教育の外での教育に頼ることが有意義で、負担は保護者が担った。

子どもの社会的地位の達成に向け、保護者は家庭内外における教育費を投下するのみならず、教育意欲を高める努力をする。親の教育水準と教育への投資は相関するが、子の学習意欲もまた親の働きかけと相関する（刈谷 2001；吉川 2009）。主たる担い手は家庭生活の主軸たる母親であり、子どもの地位達成のための努力を一手に担ってきた（本田 2008）。

このように、戦後の日本では、労働・家庭・教育という3つの領域が循環することで、人材の面で経済成長を支え、社会生活を安定させた（山田 2007；本田 2014）。3領域の緊密な関係は日本に限られない。それは近代に付随する現象であり、程度の差こそあれ、先進諸国で確認される。違いは脱工業化の過程で「家庭と教育」の関係が分岐した点にある。一方は教育の脱家族化（公教育の拡大／市場化）を、もう一方は一層の家族化を求めた。紙幅の関係で詳細に触れないが、日本は家族化を強めた国に分類される。脱工業化した社会では、男性の安定雇用と賃金上昇が保障されず、共働き化が進む。性別役割分業の強い日本では、共働き化と教育の家族化は就労する母親の負担をより高め、彼女たちを葛藤させる（額賀・藤田 2022）。母親たちの負担を理解するためにも、戦後に築かれた家庭教育の特徴と課題を確認しよう。

## 2つの家庭教育

学校教育と労働市場との間で相互補完的に機能する家庭教育は、人的資本の形成（将来人材の育成）に資する点で資本主義の潤滑油となった。他方、しつけとしての家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼や思いやり、倫理観、社会的なマナー、基礎的な認知能力などの習得を目的とする点で（「社会化」機能）、社会秩序の形成や国民統合に貢献した。



第二次世界大戦後に先進国で築かれたケインズ主義的福祉国民国家は、フォーディズム型生産様式を取り入れることで中間層を分厚くし、国家が社会保障を充実させることで国民生活を安定させ、国民国家という枠組みでの統合を図った (Jessop 2002)。むろん、これは理念型であり、社会保障の仕組みは戦前に作られ、戦後に強化された。階層格差は社会秩序を不安定にすることから、貧困層を社会的に包摂することが求められた。

戦前の日本でも貧困は社会問題と認識され、防貧を課題とした。具体的には、下層階級に属する人々 (都市部の貧困層) が都市的な文化生活 = 「家庭」生活を営めていないことが問題だとして、就労する男性と専業主婦の女性からなる「家庭」を基礎とした保護が重要だとした。児童保護についても『『不良少年の問題は究極する処家庭問題』 (倉橋<sup>10)</sup> 1927, 60頁) だとされ、子どもの問題を『家庭』 (あるいは親) の『不足』の問題として帰結させていく一本のルートが形成されることになり、子どもの矯正には両親の教育を先立たせる必要があるとして、ここでも「家庭」の改善が求められた (鈴木 1997: 13)。ここでいう「家庭」とは、国家から見て規律化された生活を営む場であり、逸脱した人々に社会事業 (「人格の改造」という目的を持つ点で「教育事業」) の網をかけることで彼らを「家庭」に回収し、正常化させることで社会秩序を保とうとした (同: 17-18)。

この論理は統治 (国家) の論理で、実態を伴ったわけではない。とはいえ、内務官僚や知識人の理解は占領期および講和独立後の制度設計の過程で反映された。であれば、「家庭」を社会秩序の基礎とし、夫婦と子からなる核家族を単位とする、規律化された都市型の「近代家族」の形成を予定したことは注目に値する。家庭教育を、モデルとしての家庭教育 (都市の新中間層) と教化手段としての家庭教育 (農村・都市下層) の二段構えで

---

10) 鈴木が直接引用した論文を記した倉橋惣三は、児童保護・愛護などの社会事業や幼児教育の発展に貢献した人物で、占領期には教育刷新委員会の委員として活躍した。幼児教育の普及にあたり、彼は教育機関と家庭の連携を促したが、そこでも家庭教育の主体は女性とされた。こうした見方は戦後改革に関わった知識人の多くに共通するもので、家庭教育におけるジェンダー・バイアスは制度化とともに強まった。

普及させる図式は、中間層を分厚くした高度経済成長期まで続いた。つまり、家庭教育は階級性をもった。その特徴を端的に捉えたのは、教育学者の小川太郎であった。小川は、上層に属する有産階級、中層の中産階級、下層の無産階級とでは、親子関係ひいては家庭教育のあり方が異なり、病理を違えらした。具体的には、有産階級では財産の継承、中産階級では子の社会的地位の確保（立身出世志向と学歴偏重）、無産階級においては放任、貧困、労働の強制等が親子関係をゆがませることを問題にした（小川1955）。当時の社会状況を確認しよう。

1955年の産業別就業者構成割合をみると、農林漁業作業者は40.6%、ホワイトカラー職種従事者は約15.1%（専門的・技術的職業従事者 4.8%、事務・管理的職業従事者 10.3%）、技能工・生産工程作業者及び労務作業者は24.8%、その他従事者は19.5%を占めた<sup>11)</sup>。高等学校への進学率は51.5%、大学・短期大学への進学率は10.1%（大学進学率7.9%）にすぎず<sup>12)</sup>、学歴獲得に向けた手段としての教育への関心は社会階層の上層・中位にとどまった。小川のいう中産階級の家庭では、子が高等学校や大学に進学することで社会的地位を得ること（親世代の社会的地位の再生産もしくは上昇）が家庭教育の主眼となり、「教育する家族」がそれを支えた。

他方、下層に位置した人にとって、教育は周辺であり続けた。敗戦による貧困は生存問題と等価であり、明日の糧さえ不安な人々が、子のしつけや教育に関心を抱くことは難しかった。極度の貧困は窃盗などの少年犯罪を増加させ、子どもの教育関心を低めもした。経済が好転し、高度経済成長期を迎えた昭和30年代（1955-1964年）においても、教育への関心は限られていた。この時期には、物質的な豊かさへの渴望が青少年犯罪の引き金となる<遊び型>非行が増加し、社会問題化した（湯沢 2012: 104）、青少年の逸脱行為の矯正は環境の統制により行うべきとする意見が強かった。政策形成の場において、少年の非行や犯罪を家族と結びつけて捉える

11) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/10/dl/sa-03.pdf>

12) 進学率のデータは <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040> を参照した。

視点は、1960年8月の中央児童福祉審議会の答申まで見出されにくかったという(小山 2009:195-196)。

1960年代に入ると家族や家庭教育の問題がさかんに問われるようになる。経済成長が暮らしを変えたからだが、当時は子どもの問題は親の責任ひいては家庭教育の問題だとされた(同:201)。一方、社会の側も教育への関心を高めた。人口の社会移動が顕著になると、よりよい職を得るにはよりよい教育が必要との理解が広がり、学歴獲得意欲が高まった。「教育する家族」が階層横断的に増加し始めたのである<sup>13)</sup>。結果として、中・上流層をのぞくと1950年代までは社会統合の手段にとどまった家庭教育が、人的資本の形成に資するものへと射程を広げたのであった。

### 職業教育と家庭科教育

教育への関心は産業政策の面からも高まった。経済発展には人材育成が急務で、産業教育の充実が求められた。だが現行制度はそれを阻んだ。戦後の教育改革は小学区制、男女共学、総合制(多様な課程と学科の併設)の3つを高等学校教育の原則としたことで、職業高等学校は減少し、入学志

---

13) 農村については、GHQの天然資源局(NRS)が中心となり農業の近代化と農村部の民主化が進められた。男性には農業改良に関する事業が、女性には生活改善活動が、若年者には青少年育成事業が行われた。農林省は生活改善活動を進めるために農業改良局に生活改善課を設置し、初代課長に大森松代(後に山本)を据え、事業を推進させた。大森はアメリカで家政学を学び、占領期には文部省で家庭科教育の基盤を築いた人物で(後述)、農村生活研究のうえに生活改善事業を行った。当時、問題にされたのは農村女性の多忙さであり、負担軽減に向けた生活環境づくりが行われた。女性の過重労働は育児や家事労働の疎放化、過労による心身の阻害、青少年非行といった問題を招くとの理解から、家事や育児の共同化による負担の軽減や、女性のネットワーク化と包摂といった試みを通じて、体験を通じた意識改革を行った。ところが、農村部の女性の困難は高度経済成長により高められた。経済成長がもたらす都市と農村の経済格差を埋めるために出稼ぎや兼業化が進むと、農業労働は女性に委ねられ、労働、家事・育児、コミュニティの実働負担等がこれまで以上に重くのしかかり、家事労働の疎放化が続いたからである(太田 2008)。以上のことからすれば、農村部の「教育する家族」化は限定的であったといえる。とはいえ、生活改善事業を通じて、学校教育や家庭教育への関心が高まったことは事実であり、広い意味で教育する家族の増加と表現した。

願者も普通科に集中した。シャープ税制改革の下で、実業教育への国庫補助の打ち切りが決まると、職業教育の振興は危ぶまれた。これを懸念した全国の農業・工業・商業・水産の各高等学校長会は、1950年12月に職業教育法制定推進委員会を結成し、全国運動を展開した<sup>14)</sup>。

1951年6月11日に公布された産業教育振興法は、「産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的」（第1条）とした。この目的に即し、総合計画の樹立、教育の内容及び方法の改善のための援助、施設また設備の整備・充実、教員養成、産業界との協力促進を国の任務とした（第3条）。

産業教育の方向を定めるために、文部大臣は中央産業教育審議会を設置し、検討を委ねた。総会は当面の課題である教員補充と環境整備を急がせた後、3条の定める総合計画を考査しようとした。ところが、事務局（文部省職業教育課）は、特に多くの問題をもつ高等学校家庭科教育の刷新について意見することを求め、先議が決められた。

産業教育で家庭科を扱うのは、産業教育振興法が「農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）」（第2条）を産業教育としたからだが、家庭科の位置づけは曖昧だった。委員からも、家庭科には産業教育と普通教育の面があり、それらをどう関係づけるかが問われた<sup>15)</sup>。実務を担う興国商業高等学校長の草島惣治委員でさえ、「家庭は男女両性の対等な立場で構成されているのであり相互の理解を深める意味から高等学校においては必修課目とするが望ましい。また家庭経理、家庭経済は消費経済でありこの基礎的知識や技術を習得することによって家庭生活の合

14) 「高等学校長協会便り」文部省職業教育課編『産業教育』第2巻第1号、1952年、35頁。

15) 「職業教育課だより」文部省職業教育課編『産業教育』第3巻第7号、1953年、48頁。

理化を図ることができ国民生活の改善を期することができると思うが、具体的にいて家庭科の目的、また性格はどこにあるのか<sup>16)</sup>と疑問を呈さざるをえないほどだった。

似た困惑は、担当課長の杉江清にも見られた。杉江は産業教育の目的を「国民生活の向上のために、産業経済の発展に寄与し得るような人間の育成」に求めたが、「産業経済という概念は、産業教育振興法に家庭科をも含めておるような関係で範囲が広がっておるが、ともかく国民の産業生活、職業生活及び家庭生活といった国民のほとんど全部が従事しておるところの具体的なわれわれの生活を向上させ、改善するために必要な知識・技術・態度を習得させる教育、それが産業教育だということもいえると思います」と述べざるを得ないほど産業教育としての家庭科の位置づけに苦慮した(杉江 1953: 12)。他の専門科と異なり、受講経験もなく、専門知識も乏しい男性が審議する難しさがそこにあった。

だが担当官の山本キクは違った。山本は戦前に東京女子高等師範学校を卒業し、東京市視学や東京家政専門学校、実践女子専門学校教授を歴任した家政学の専門家で、占領期には職業教育課事務官に招聘され、教科調査官として家庭科の基礎を築いた人物であった<sup>17)</sup>。GHQ の指導を受け、家庭科教育の普及に努めた経験は、彼女に家庭科教育の本質を理解させた。

日本では、職業教育としての家庭科に普通課程(「一般家庭」)を併設させることの妥当性が繰り返し問われた。だが、アメリカは違った。生産と消費からなる経済活動は充実した家庭生活に支えられるとの理解が一般的だったからである。家庭は消費生活の場であるのみならず、現在および将来の生産活動の担い手の活力を充足させる再生産の場でもある。生産性は余暇により向上することから、能率的な家庭経営を通じた余暇の創造が欠

---

16) 柴(2005)の表1に示された総会議事録を引用した。

17) 山本キクの経歴は、尾島・奥田(2001: 64)を参照した。山本は日本の家庭科教育を行政面で担う人物として、CIE 家庭科教育顧問の M. ウィリアムソンから期待され、1950年6月から9月にかけてアメリカの視察に派遣された人物でもあった(柴 2001)。

かせない。ゆえに、家庭における生産活動（家庭経営）も広義の職業教育に当然包摂される（山本 1952b : 179）。

ところが日本では、家庭における消費のもつ多面的な意義が十分に理解されず、生産ばかりを重視してきた。山本は生産、消費、分配の好循環が経済活動を支えるとの理解を促すために、産業社会において労働生活（産業・職業生活）と家庭生活は車の両輪であり、いずれを欠いても機能しないことを強調して家庭科教育を擁護した。同時に、家庭生活は男女の理解と協力の上に成り立つことを強調することも忘れなかった。男女間の序列を重じる、「イエ」社会の予定する性別役割分業をとった日本では、女性がなす家政を軽視し、国民生活の向上を阻んできた。中学校職業・家庭科の問題について、「女子が職業的能力を持ち、男子が家庭生活を理解し尊重することは、民主社会の建設に重大な意義を持つもので、正しい職業・家庭科の運営は産業経済の発展と物心両面からの国民生活の向上に培うものであることを熟慮されるべきであろう」と発言したのは、家庭生活におけるパートナーの協働を理解させ、家庭科教育の意義を広めるためだった（山本 1953 : 81）。

### 家庭科教育における男女の役割

山本の見解は、日本の民主化と女性の地位向上にむけた改革を占領前期に担った、CIE（Civil Information and Education Section : 民間情報教育局）の女子教育担当官の L. H. ホームズ、家庭科担当官の E. R. ドノヴァン（女子教育兼任）、日本側担当者の大森松代<sup>18)</sup>の路線を継承した。大森はアメリカで民主的で合理的な家庭生活を目の当たりにし、社会に根づく家政学を学んだ。彼女が目にした家庭生活は字義通り“home-making”で、社会的

---

18) 大森は戦前に東京 YMCA に就職した後、渡米し、ワシントン州立大学家政学部を卒業した。同大学では、L. H. ホームズに師事しており、戦後、ホームズが来日した際に、彼女の通訳ならびに補佐を私的に行った。アメリカの家政学を理解する人材が少ない中で、大森は貴重な存在であり、ドノヴァンは彼女を文部省の嘱託職員として、家庭科の学習指導要領の作成とともに作成した（西編 1985）。

に平等な地位にある男女がともに「家庭」を築くものだった。したがって、「新しい家庭科はよい家庭人をつくると同時によい社会人をつくる」ことを目的とした。家庭は「ゆたかな、明るい而もより高い文化生活の出来る社会の基礎」だからであり、「男子も女子も共に家庭を社会を建設する」には、家庭生活のあり方やその責任の取り方を「男子も女子と同様必須として学ぶ」ことが欠かせないとした(大森 1948: 29&34)。

しかし、それは日本側の一般的な理解ではなかった<sup>19)</sup>。柴の研究によると、1947年2月に文部省が CIE に提出した学習指導要領家庭科編文部省案(英文)には、「主婦として生活上の能率や教養を高め、さらに幅広い活動や奉仕の機会を得ること」が家庭科の指導目標に掲げられる一方で、家庭科を男女がともに学ぶという記載を欠いたという(柴 2006)。すなわち、国内では、家庭科を女性に限った教育とする見方が強かったことがわかる。ドノヴァンと大森はこれを問題にして次の修正を施して成立させた。内容を確認しよう。

1947年度の学習指導要領家庭科編(試案)<sup>20)</sup>の冒頭「はじめのことば」には、「家庭科すなわち家庭建設の教育は、各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野である」ことが示され、「家庭内の仕事や、家族関係に中心を置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようになる」ことが謳われた。指導目標も「主婦として」から「家庭人として」に改められ、男女の平等と協働により築かれる民主的な家庭生活ひいては社会生活を保障するための学習の実態化を狙った。家庭科では、家庭建設という生活経験の

---

19) 山本キクもエッセイで、「家庭科教育の目標は今日及び近い将来における家庭生活そのものの学習であり、その問題解決でなければならない」が、日本では「終戦後アメリカの資料を咀嚼するひまもなくとり入れたことと、社会事情がアメリカのそれと相当の開きがあって、民主化しきれないところに(家庭科が：筆者註)生活そのものとびったりしないものがある」と述べている。家族関係、友人関係、社会関係のむすびつきが日米で異なることが理解を阻害するとした(山本 1952a)。

20) <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22ejh/index.htm> を参照した。

重要性が説かれたが、これは理念は経験により体得されるという進歩主義（Progressivism）的教育の手法を家庭科教育の基礎としたからであった。「家庭生活の重要性を認識するために、第五、六年级において男女共に家庭科を学ぶべき」（必須科目）だとしたのも、そのためだった。

試案の発表後、文部省は全国で伝達講習会を行ったが、男女別学を基本とし、性別による序列を自明視した戦前の教育や家庭秩序になじんだ教員や保護者たちは当惑した。不安や無理解は、強い批判となって現れることも少なくなかった。新しい家庭科教育の定着には、親の教育、とりわけ農村部の成人教育が必要だと考えた大森は、農林省の要請に応じて農業改良局生活改善課長に転じた（太田 2008：172）<sup>21)</sup>。彼女が転職した1948年11月は、家庭科教育の制度化に尽力したドノヴァンが帰国した時期でもあり、家庭科教育は推進者を失った。

ドノヴァンの後任の A. E. V. ヤイディは家庭科を社会科に包摂することを念頭に見直しを進めたことから、1950年を前後して家庭科教育の存廃が争点化した。家庭科関係者は存続を求めて、文部省や文教関係議員に陳情活動を行った。中心となったのは、家庭科教育推進のために全国の小・中・高等学校・大学の家庭科教員で結成された全国家庭科教育会（通称 ZKK：1950年4月1日発足）だった。組織化を主導した重松伊八郎は、文部省時代、家庭科担当官としてドノヴァン・大森らとともに学習指導要領（試案）を作成した人物で、会長に元文部次官の山崎匡輔を招いて<sup>22)</sup>、文部省への陳情ラインを固くした。

請願・陳情活動を担ったのは現場の教員であり、石田千代子（落合第一小学校教諭）が記した陳情書は多くのひな型になったという（柴 2007：292）。彼女の記した「小学校に於ける家庭科存置に関する件」を見よう。新しい家庭科教育は、「これまでの手先の技術のみ重視していた教育」を

---

21) 大森の転職とその後については、註13を参照のこと。

22) 全国家庭科協会の HP の記載を参照した（<http://www.zenkokukateika-zkk.org/publics/index/27/> 最終閲覧2022年12月6日）。



「父も母も子供も家庭全体で家庭の問題を考えるように」変えたという。民主的態度の習得を示唆する文言から、民主化は家庭科を通して行われるという占領方針が実践されていたことがわかる。それを行ってきた立場からすれば、家庭科教育の廃止は家庭生活の向上や民主化を阻害する。担任教員のほとんどが女性であるアメリカと違い、日本では男性が多数を占めることから、家庭科教育が社会科に包含された場合、家庭科の教育目的や実践が後退することが懸念された(同:293)。

小学校家庭科の擁護論は初期改革の理念を支持したが、高等学校は違った。科目存続のために女子必修化を求めた。1949年8月に示された学習指導要領家庭科編高等学校用では、家庭科の「最終目的は、家庭生活の理解と価値認識が養われ、その結果、人々がますますよい家庭人となり、社会人となること」にあり、それは「男女にひとしく必要」だとしながらも、「特に女子はその将来の生活の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも十四単位必修させることが望ましい」とされた。

1947年度の学習指導要領家庭科編(試案)を学校別に示した要領は、教育の目的を共有した。しかし、段階ごとの違いはある。小学校は家庭生活の重要性を学び、中学校は職業生活と家庭生活を男女がともにそれぞれを知り、高等学校では選択科目として家庭の諸問題を学ぶとした。高等学校は結婚というライフイベントが射程に入る学齢期であり、学ばれる家庭の諸問題は生活実態を部分的に投影する。内容面では、家庭管理や家庭経済の重要性が説かれたが、家庭経済の管理者を「主婦」に据えた点や、家族の協働についても「家族の職業(外部勤労)上の責任と家務の分担」を検討した点に、実生活との折り合いが垣間見られた。総じてみれば、男女が協力して家庭を築くという「近代家族」を基調にした家庭科教育を継承しつつ、女子教育化(分立)が進んだといえる。

### 3 性別役割「分立」化する家族

大森松代やドノヴァンは家庭における男女の役割を否定したわけではなかった。改革の雛型とされたアメリカの家庭生活は性別役割分業を前提にした。思想的基盤を進歩主義に置いたからである。CIE が女性の民主化（婦人の啓蒙活動）のために用いた映像や雑誌等で扱われたのは、アメリカの豊かな家庭生活であり、愛情で結ばれた家族（中流階級）が豊かな住環境（郊外の戸建て、家電を導入した効率的な間取り、自家用車）で暮らし、明るい家庭を支える主婦の姿がさかんに描かれた。

CIE が作成した映画『明るい家庭生活』では、日本の女子高生が封建的で非効率な農家の台所を家族で話し合いながら改善していく姿が描かれた。映画は、民主的な実践による家庭生活の改善が女性の解放につながることを、学ぶべき理想の住環境はアメリカのそれ（進駐軍家庭の台所）に見出せることを直接・間接的に訴えた。当時は、農村の民主化に向けた生活改善運動が進められており、映画は民主生活の手本を示す役割を果たした。作品には、台所の改善にはじめは懐疑的であった父親が協力する場面が出てくるが、家事に関与する父親や家族の話し合いと協力は CIE の期待した民主的な近代家族の姿であった（柴 2002）。

フェミニズムは、アメリカ社会に根ざした家庭内の性別役割分業も批判の対象にしていくが、占領期の日本では、一つの手本たり続けた。アメリカが目にした日本の家族は、性別・年齢による序列化が徹底し、家事労働、育児・介護、家業、地域社会の雑事等を母親に一手に担わせ、それを疑わせなかった。封建的と評された「イエ」制度が統治のしくみとして明治期に広く浸透した帰結であった。占領改革を主導したニューディーラーたちは、女性が担う労働のうち、有償労働については妥当な賃金を、無償のケア労働については効率化と家庭内の分担を、それを求めるのは当然だと理解する教育（実践型の学校教育、社会教育、職業教育）を実現させよう

と、様々な施策を講じ、是正を試みた。一連の改革は、日本の女性に女性のあり方を構造的な問題として把握させるきっかけとなった(上村 2007; 豊田 2007)。

男女平等の実現を求めた占領期の改革では、戦前に高等教育を受けたり、留学経験があったりする女性が省庁に複数登用され、改革を支えた。その多くは講和独立後も直接・間接的に実務に携わった。労働省婦人少年局婦人労働課員として女性問題に取り組み、女性の地位向上に努めた大羽綾子もその一人だが、彼女のエッセイは当時の女性政策担当官の見解を端的に表している。

「家庭と職業の調和の問題はまだ当分の間、婦人の職業問題の中での難点となって残るでしょうし、婦人の母性と職業生活の矛盾も早急には解決できないでしょう。しかし、現実には婦人の半数は職業生活をしているのですから、もはや、従来の「主婦として母としての」教育から一步転じて「職業人として、家庭人としての」教育に移るべき時期であるということができましよう。そして、将来我々の娘達が再び路頭に迷わぬよう、たくましい生活力を持った婦人を理想としようではありませんか。」

(大羽綾子「婦人の職業教育」『産業教育』第2巻第9号, 1952年, 24頁)

ところが、現実には彼女たちの期待と逆の方向に動き始める。性別役割分業が強化された経緯を確認しよう。

### 高等学校家庭科の女子必修化

家庭科教育関係者は科目存続のために女子必修化を求め、文部省もそれに呼応した。しかし、それは主流でなかった。教員や学校長の多くは女子必修化を重要な問題と見ていなかった。全国高等学校長協会でも「男子にやらぬ家庭科を男女平等の時代に何故女子にのみやらせるのか」と主張する校長に拍手喝采が沸く状態で、存置のために奔走する家庭科部会(後に家庭部会)に支持が集まらない状況にあった(三十年記念誌編集委員会編

1982：12）。1951年5月24日に家庭科部会<sup>23)</sup>を結成したのも、産業教育振興法に定められた設備補助を得るためで、家庭科教育のあり方を検討し改善しようとするものではなかった。専門科出身の校長のいない部会自体が特殊なもので、全国高等学校長協会内の地位も低かった。このため、各種審議会でも高校関係者の間で家庭科教育擁護の合意はなかった。

とはいえ、それは科目存置を否定するものではなく、1954年10月14日の教育課程審議会答申「教育課程の改善、特に高等学校の教育課程について」<sup>24)</sup>において「全日制普通課程における芸術・家庭および職業に関する教育を充実すること」、教育課程編成上の注意事項に「女子については家庭科（4単位）を履修させることが望ましい」ことを掲げることを支持した。1955年7月11日には、文部省通達「高等学校教育課程改訂に伴う家庭科の改訂について」が示され、高等学校家庭科は「家庭生活や家庭経営に関する知識・理解およびこれらに関する技能を一般的教養として、また専門的知識技能として習得する教科」だとした<sup>25)</sup>。その狙いは、「家庭一般」を教養科目として事実上必修化することにあった。これらを反映した高等学校学習指導要領（一般編）は12月5日に発表され、1956年度の実施が決められた。

必修化の布石は全国家庭科教育会と文部省が敷いたが、履修指導の受け入れを決めるのは学校長だった。その判断に強い影響を与えたのは全国高等学校長協会であり、教科担当部会の実力が問われた。発足当初は弱小だった家庭部会もこの頃には組織化が進み、家庭科4単位必修化に向けた運動を強めていた。家庭部会の課題は、家庭科教育に対する専門性の低さにあったことから、家庭科教育の専門家4名と4名の校長からなる「8人

---

23) 家庭科部会が規約第5条による部会として承認されるのは、1952年11月19日の第5回総会においてのことだった。同部会は1955年5月20日に「家庭部会」と名称を変更した。家庭部会の歴史については、『全国高等学校長協会家庭部会30年記念誌』（1982年）と『全国高等学校長協会40年史——年表・資料編』（1987年）を参照した。

24) 『教育委員会月報』No. 50（1954年10月）を参照した。

25) 『教育委員会月報』No. 60（1955年8月）を参照した。

会」を組織して、家庭科教育振興策を練った(三十年記念誌編集委員会編 1982:13)。1957年以降には、家庭科講習会の定期開催や関連教科書の作成等、活動の幅を広げ、会員校を増やした。一連の活動の結果、1958年以降は中央産業教育審議会に専門委員を選出できるようになり、政策形成の場に接近した。

1959年7月28日の教育課程審議会への諮問「高等学校教育課程の改善について」がなされる頃には、事前に対策が練られるまでになり、10月26日に開いた家庭部会の第20回緊急全国理事会で教育課程改訂に関する協会試案を決定し、11月5日に文部大臣・教育課程審議会長宛に意見具申書を提出した。意見具申書について、読売新聞は「文部省ではさきに任命した教育課程審議会にこの案を参考案としてしめし審議を行ない、12月中に中間試案を発表、同時に改定の具体的作業を行なう教材等調査研究会も発足させ、道徳特設のときと同様、審議会と並行審議を行なって3月末までに成案をうる予定だ」と報じた。そして、中間発表まで2か月たらずであること、教育課程審議会に全国高等学校長協会から両角英運会長と他1名が入っていることから、「協会案がかなり有力な原案となるのは必至だ」という関係者見通しを合わせて述べている<sup>26)</sup>。

協会試案は、高等学校の家庭科を「技術・家庭科」に改編し、男子は技術、女子は家庭を履修させるとした。教育対象と内容を性別(男女の特性)で区分する方向は、中学校職業・家庭科でも検討されていた。1951年改訂版と1957年改訂版では、中学校の職業・家庭科の履修は男女ともに可能であり、教育内容についてのみ、男女が「共通に学習すべき内容と環境・性別などに応じて学習すべき内容とが含まれている」とした。ところが、1958年改訂版では、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、『各学年の目標および内容』を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける」とした。男女の特性に応じた

---

26) 『読売新聞』1959年11月14日朝刊。

教育が制度化され、別学が基本となったのである。家庭部会もこの流れに乗ろうとしたと思われる。

1960年3月31日に示された教育課程審議会答申「高等学校教育課程の改善について」<sup>27)</sup>をみよう。基本方針の7に「女子には原則として家庭科を履修させるものとする」と示された。教科・科目の項でも、「女子の特性にかんがみ、家庭生活の改善向上に資する基礎的能力を養うため、『家庭一般』をすべての女子に原則として履修させるものとする」と述べられており、特性にもとづいた教育が制度化されたことがわかる。一方、全国高等学校長協会が求めた「技術・家庭科」への改編には至らなかった。技術に代わったのは体育で、格技は男子のみを対象にし、すもう、柔道、剣道のうちから1種目以上を選択するとした。性別にもとづく科目配置を施した改訂学習指導要領は1963年度より実施された。

このように、高等学校家庭科の女子必修化は科目存続を目的とした。必修化を推進した全国家庭科教育協会や全国高等学校長協会ならびに同家庭部会は、文部省との関係が深く、制度化に有利な状況にあった。前者は当事者である家庭科教員を多く抱えたが、協会の中核は男性が優位した。全国高等学校長協会も同様で、彼らは男女の特性を重視したし、CIE や ESS 労働課の改革目的や理念を必ずしも理解していなかった。家庭科教育の担当官であった山本キクは、一連の動きをどう評価したのだろうか。

### 有償労働と無償労働

中央産業教育審議会の議論にあったように、日本では家庭科教育を職業教育に加えることに懐疑的であった。しかし、アメリカでは一般的だった。産業教育の振興を目的として、1917年に制定されたスミス・ヒューズ法は家庭科教育も振興の対象とした。アメリカで職業教育が重視されたのは、ギルドなどの徒弟制を欠き、職業訓練制度を十分に持たないことで、

---

27) 『教育委員会月報』No. 117 (1960年5月, 104-115頁) を参照した。

工業化を支える熟練・半熟練工が不足したからだ。1900年代になると、職業教育運動が全米で展開された。

この時期は国民所得が伸び、人々は豊かさを謳歌し始めていた。家庭生活は性別役割分業のもとに築かれ、経済的余裕は育児への関心を高めた。こうした中で、家庭生活の運営管理が教育の対象とみなされていく。家庭科教育への関心が高まる中で、それまで主婦が無償で行ってきたケア労働に価値があること、有償計算すれば男性の賃金労働にも劣らないことなどが知られるようになり、賃金労働と不可分の関係にあるケア労働を対等に評価するべきだという見方が広まった。

家庭科は家庭内の生産活動を学ぶものとする認識が高まる一方で、それは職業教育科目でもあるとの理解も深まった。この時期のアメリカは、一部女性の社会進出があったり、就労を続けざるを得ない移民の母親たちが増えたりと女性の就業数が増加した。就労と家庭生活の両立の困難はここでも問題となり、就労女性の支援が求められた。家庭科は、保育や家事サービスの担い手を育成するという位置づけを得た。

敗戦後の日本で、産業教育が議論され始めた時期に、CIE の家庭科教育担当官を務めた M. ウィリアムソンは、職業教育としての家庭科の推進者であった。彼女は精力的に全国を行脚し、家庭科教育の普及に努めた。彼女が講師を務めた教育指導者講習会には、文部省の担当官として山本キクらが同行していた。ウィリアムソンは彼女の手腕を見込み、行政官として家庭科教育を軌道に乗せることを期待した。

山本はウィリアムソンの帰国後も家庭科教育の普及に尽力した。家庭科の存廃や女子必修化が議論される中でも、「今日の家庭科教育は、生徒児童の各発達段階において、家庭における生活を新時代に望ましいものにする学習であり、同時にその学習経験が、将来自分の経営する家庭生活に役立つ学習をするのであって、終戦前のいわゆる良妻賢母主義の教育とは異なる意味で行われている」との立場を堅持した（山本 1957：9）。女子必修化へ舵が切られようとしている中で執筆されたエッセイには、配慮がみら

れ、自身の立場を明示する難しさがあったと推察される。それでも彼女は、日本では有償労働を尊重し、「消費する家庭生活活動を軽視する」風潮が強いこと、裏を返せば、家事や育児等のケア労働は「経済的には無価値の扱いをされて来たために、……家庭の仕事とともに女子も軽視される結果」となり、ひいては家庭科教育軽視の一因となっている点を問題にした（同：11）。有償労働については、女性の職業的進出はあるものの、その多くは周辺の業務を余儀なくされ、活躍が阻まれることを問題にした。家庭生活や職業生活における女性の地位を改善するには、生活するための技能や社会貢献できる特技を習得する必要がある、家庭科教育はそれに貢献とすると、一層の整備を求めた。

総じてみれば、山本にとって家庭科は、家庭の一員であり、職業人であり、社会の構成員である個人を育成する科目としてあり続けたといえる。学習指導要領をみても、中核的な事項は占領改革の目的を継承している。1950年代半ばにさかんに論じられた女子必修化についても、アメリカを視察し、アメリカの家政学になじんだ彼女にすれば、「男女自然の相違に基づく生活の相違を認めて、男女によって異なる家庭科の内容を課する」という立場に収まる限りは、支持できた（同：10）。だがそれが「らしさ」を強調し、協働を基調とする家庭生活を分立させることは首肯できず、過去の良妻賢母論に引き戻すものとして批判の対象になった。だが現実はその方向に向かいつつあった。

### 家庭と母親に関する言説——危惧と期待

皇太子と正田美智子のテニスコートの恋、乳母に頼らない子育てに多くの共感が寄せられたように、1960年代には、愛情で結ばれた男女が協力して家庭生活を築くという家庭像が浸透した。ただし、皇太子夫妻と社会の雛型には違いがあった。皇太子夫妻がともに公務にあたり、家庭生活を築いたのに対し、サラリーマン世帯は勤めに出る夫と家庭を守る妻という性別役割分業を前提にした。マイホームが理想になると職住分離が進み、夫



の通勤と労働が長時間化した。これにより、家事や育児（保育）は妻が一人で行うものとされた。のみならず、この時期には、家庭教育の責任が女性に押し掛かろうとしていた。

引き金を弾いたのは、1963年6月24日に文部大臣が中央教育審議会（以下、中教審）に行った諮問「後期中等教育の拡充整備について」であった。諮問は経済成長を支える中堅技能者を育成するために、職業との連結を可能にする学校教育のあり方の検討を期待した。くわえて、諮問は期待される人間像の提示を求めた。「すべての青少年を対象として後期中等教育の拡充整備を図るにあたっては、その理念を明らかにする必要があり、そのためには今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかという課題を検討する必要がある」としたからだ。

期待される人間像の審議は第19特別委員会が行った。主査は高坂正顕が務めた。高坂は、第19特別委員会の委員でもあった天野貞祐が第3次吉田茂内閣で文部大臣を務めた時期に作成を発表した（1951年11月27日白紙撤回）「国民実践要領」を執筆した人物でもあった。中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」（1966年10月31日）の別記に掲げられた「期待される人間像」を見ると、類似がわかる。なかでも構成は近似している（国民実践要領：「個人、家、社会、国家」、期待される人間像：「個人として、家庭人として、社会人として、国民として」）。

ただし、それをもって二つを同じにできない。国民実践要領は高坂正顕、西谷啓治、鈴木成高の3名が執筆し、天野が手を加えて完成させたのに対し、期待される人間像は総勢21名におよぶ委員が25回の検討を重ねて示したもので、そこには、当時の文教関係者や財界人の意向が反映された（山田 2021）。くわえて、2つの文書は作成時期が異なる。青少年犯罪や非行等に示される社会状況の混乱は、戦後の民主改革の中で道徳的価値観が軽視されたことで生じており、逸脱行為の正常化には規範が欠かせない、という執筆動機は同じであっても、政治経済社会の状況は異なる。外生的要因は社会規範を変化させる。「家族」や「家庭教育」にしぼって中教審

の議論を確認しよう。

第19特別委員会で家庭の問題を扱ったのは、第8回会議であった。きっかけとなったのは、日比谷高等学校長で全国高等学校長協会の会長を務めた岩下富蔵の発言だった。岩下は、期待される人間像を示すのであれば、「全般的にいて生活の中心にあります男子はたくましく、母としての使命を帯びているところの女子はやさしくあってほしい」<sup>28)</sup>とし、男らしさや女らしさを尊重する必要があるとした。これに対し、特別委員会で唯一の女性委員であった坂西志保は、男女平等のみならず、「らしさ」という考えがあってもよいとする岩下の意見を首肯しながらも、「女らしさというものを人間性のまだ完成してない若い者に押しつけるということに、私はやはり非常に大きな不安を感じるわけです」<sup>29)</sup>と意見した。

二人は意見を交わしたが、性別にもとづく特性を重視する岩下は主張を曲げず、持論を展開した。岩下の発言はパーソナリティによるところもあったが、当時の高等学校長協会の立場を代弁した。会議で岩下は女性らしさを語る一方で、男子教育における格技の役割にも触れた。全国高等学校長協会では、男子の格技必修化を求めており、「らしさ」（男女の特性）を教科教育を通じて高めることを期待した。

岩下の発言に触発されて、第8回会議の話題は家庭教育にまでおよんだ。「女はやはり家庭で子供を生み、育てる、これが本業であって、男はそのため衣食住のために働くというのははっきりしておるように私は思っています」<sup>30)</sup>という出光佐三の発言が象徴したように、性別役割分業を強調し、家庭教育における母親の役割と責任を強調するものが大半だった。

第9回会議では、文部事務次官の内藤誉三郎が登壇し、家庭教育に言及した。対外的な用務を担う次官として、さまざまな会合に出席する内藤

---

28) 国立公文書館デジタルアーカイブ「中央教育審議会第19特別委員会速記録7～11」（平4文部00946100）、914頁。

29) 同、932-933頁。

30) 同、941-942頁。

は、母親たちが子どもの教育に頭を悩ませていることを折々に見聞するとした。そのうえで、「中学校、高等学校となると、もうますます親の言うことなんか聞かん。私は、ですから一番大事なのは幼児の教育だと思うんです。幼児のときのしつけをきちっとしておけば親は非常に楽だと思うんです」と私見を述べた<sup>31)</sup>。続いて、今の両親は学校教育に少し頼りすぎていることを問題にし、「人間形成の面においては、家庭教育がもっとしっかりしてほしい<sup>32)</sup>」と発言した。

親が子どもの教育をわからなくなっていること、まさにそのことが問題だという提起は、第10回会議で発言の機会を得た諸井貫一からも示された。経済人である諸井は女子教育への正確な理解を欠くことを前置きしたうえで、近年の母親は「知識をもっていますが、子どもを教育すること、次の時代をになうポテンシャルティをもったしっかりした子どもに育てること、あるいはその子どものもっている能力をできるだけ引き出してやるということになると、何か熱意がないようです。昔の母親の方がそういう熱意と実行力をもっていたのではないか<sup>33)</sup>」と疑問を呈し、女子教育や家庭教育の問題を指摘した。

こうした意見は別の機会にも複数の委員から示されたが、彼らの立論は概ね共通した。家庭における性別役割分業を自明視すること、家庭教育とりわけ母親たちのしつけが不十分であること、かつてはそれができていたこと、ゆえに、家庭教育のテコ入れが必要であること、家庭なかでも母親の責任を強調したことである。彼らの認識は、戦前に都市の新中間層として育った経験、すなわち、教育が大衆化する以前のエリート的立場にもとづく経験に根ざしていた。言葉を換えれば、すでに近代家族を築いていた中・上流階級で育った男性から見た女性像・母親像に起因したもので、大衆化した社会の中間層の現状を的確に捉えていたかどうかは定かで

---

31) 同, 1154頁.

32) 同, 1157頁.

33) 同, 1253頁.

ない。だが、これと似た意見は1960年以降、厚生省の中央児童福祉審議会や中央青少年問題協議会などでも繰り返して述べられた。いずれの議論も人間形成の場としての家庭の機能が低下していることを危惧した。

## 2つの家庭像

中教審答申「期待される人間像」にも「家庭」の課題が述べられている。「第2章 家庭人として」を確認しよう。第2章は、①家庭を愛の場とすること、②家庭をいこいの場とすること、③家庭を教育の場とすること、④開かれた家庭とすることの4項目から構成されるが、その内容は大正期の婦人雑誌や社会政策で説かれたものと類似する。そこには、アメリカ的な価値も併存したが、多くは日本型の近代家族が築く家庭の機能を謳った。2と3を引用して考えよう。

### 2 家庭をいこいの場とすること

戦後、経済的その他さまざまな理由によって、家庭生活に混乱が生じ、その意義が見失われた。家庭は経済共同体の最も基本的なものであるが、家庭のもつ意義はそれに尽きない。初めに述べたように、家庭は基本的には愛の場である。愛情の共同体である。

今日のあわただしい社会生活のなかにおいて、健全な喜びを与え、清らかないこいの場所となるところは、わけても家庭であろう。大衆社会、大衆文化のうちにおいて、自分自身を取りもどし、いわば人間性を回復できる場所も家庭であろう。そしてそのためには、家庭は清らかないこいの場所とならなければならない。（後段 略）

### 3 家庭を教育の場とすること

家庭はいこいの場であるだけではない。家庭はまた教育の場でもある。しかしその意味は、学校が教育の場であるのとは当然に異なる。学校と家庭とは協力しあうべきものであるが、学校における教育が主として意図的であるのに対し、家庭における教育の特色は、主として無意図的に

行なわれる点に認められる。家庭のふんい気がおのずからこどもに影響し、健全な成長を可能にするのである。子は親の鏡であるといわれる。そのことを思えば、親は互いに身をつつしむであろう。親は子を育てることによって自己を育てるのであり、自己を成長させるのである。また、こどもは成長の途上にあるものとして、親の導きに耳を傾けなければならない。親の愛とともに親の権威が忘れられてはならない。それはしつけにおいてとくに重要である。こどもを正しくしつけることは、こどもを正しく愛することである。

引用から、答申は占領期と異なる「家庭」前提をとったことがわかる。2の冒頭「戦後、経済的その他さまざまな理由によって、家庭生活に混乱が生じ、その意義が見失われた」という記述がそれを表している。戦争と敗戦により国内経済が壊滅的な状態に陥り、人々の生活を困難にしたことを知る人からすれば、特段の引っかけりを覚えなないかもしれない。しかし、家庭の意義は見失われたのだろうか。まえがきが続く「第1部 当面する日本人の課題」を見ると、①敗戦による精神的空白と精神的混乱が残る一方で、経済的繁栄に伴い、社会の一部に利己主義と享楽主義の傾向が現われていること、②敗戦により、過去の日本や日本人のあり方を否定し、日本の歴史や日本人の国民性が無視されがちになったこと、ゆえに、「新しい理想が掲げられはしても、それが定着すべき日本人の精神的風土のもつ意義はそれほど留意されていないし、日本民族が持ち続けてきた特色さえ無視されがち」であること、③民主主義の概念に混乱があり、民主主義はなお十分に日本人の精神的風土に根をおろしていないことが、その他理由に関係すると思われるが、ここには2つの家庭像が混在する。一つは、封建的と評された伝統的な「イエ」（権威主義的なタテの結びつきを基礎とする家族像）であり、もう一つは近代家族が築く「家庭」である。

占領改革の中で、封建的な家族を再生産した「イエ」が否定され、家庭生活の民主化が目指されたことを念頭におくと、見失われた家庭生活は伝

統的な規範を前提にしたものといえる。家庭教育において、「親の愛とともに親の権威が忘れられてはならない」としたのも、タテの関係性を重視する伝統的な理解に拠っている。

むろん、別の理解も成り立つ。民主主義が未定着との指摘から、占領期に求められた、自主・独立を重んじる対等な家族関係（ヨコの関係性）を重視する家庭像を実態化できず、損なわれたとの解釈も可能だからだ。しかし、そこに「権威」という表現は馴染みにくい。第19特別委員会の臨時委員を務めた坂西志保の論説から明らかにしよう。

坂西は1922年に渡米して大学で学び、博士号を取得した後は日米開戦による強制送還まで大学や議会図書館に務めた人物で、戦後はGHQに勤務し、その後、政府機関で各種委員を務めた。アメリカの民主主義や政治社会を紹介する著作が多数あり、しつけに関するものも少なくない。中教審でも、しつけの問題に言及している。彼女が1961年に記した『民主主義はこどものときから』を手がかりにして考えよう。

こんにち、青少年の凶悪な非行を見て、世間は、学校教育のなかで倫理道德の基礎をおろそかにしているから、こんなことになった、という。そして、道德教育を復活すれば、こどもはよくなるようにかんがえる人が多い。わたしは、また、おさないころから社会のきまりをしこみ、生活の望ましい型を身につけるような例をあげて述べてきた。徳目としてまなぶのではなく、日常の経験を通じ、望ましい集団のメンバーになるためにはどうしたらよいかをまなぶべきである。終戦後にあたらしく発足した社会科は、かんがえるこどもをそだてるのを目標としてきた。その効果を測定するのは、まだ時期が早いように思うが、こどもが変わったことは事実である。

どう変わったのであろう。

いっばんに、こんにちのこどもは、礼儀を知らない、ことばがそまつになった。おとなのいうことをきかない、と評判がわるい。

(中略)

……こどもの言いぶんをよくきき、話しあいによって「きまり」や「やくそく」をつくる。すると、こどもは、責任をもってそれをまもり、あたらしい秩序が生まれてくる。いいかえるなら、これまでの社会のきまりを、親や教師の権威でおしつけるのではなく、問題の解決をこどものなかに求める。もちろん、これは手まのかかるしごとであるが、時間と労力をおしまず、解決のいとぐちをこどものかんがえのなかにさぐるのは、むくいられることの多いしごとなのである(坂西 1961:46-48)。

坂西がエッセイで批判した教育のあり方は、第19特別委員会で多くの委員が求めたものだった。彼女が念頭に置く、民主的な教育とは、目的を同じくし一体的に機能するアメリカの家庭教育と学校教育の総称であった。

アメリカにおける市民は、家庭の一員として共同生活(民主主義的態度)を学び、それを広く社会に応用していく。家庭生活で学ぶ衣食住は、公衆衛生、経済活動、社会生活の基礎になる。家族は自由で平等で独立した個人が愛情と信頼で結びついて成り立つ。親は子どもを親の独占物とは考えず、個性のある一人の人間として扱い、彼らの権利を尊重する。同時に、権利には義務があることを教える。よき家庭生活・社会生活を営むには秩序が必要で、それを維持するよう子に協力を促す。子がその責任を怠った時には、それを諭し、それでも改まらない場合には制裁を加える(坂西 1949)。アメリカの民主主義が予定する良識をもつ(正しくある)市民の育成が家庭教育の根幹となる。

それはまた学校教育の目的でもある。具体的には、「考える子、判断力をもった将来のよい社会人をつくる」(坂西 1953:133)のために、身近な問題の解決を教科教育に織り込む。社会科や家庭科はその重要科目で、市民的徳や民主的な態度を経験を通じて体得することが目指される。

学校教育と家庭教育の補完関係は戦前の日本にも見られたが、戦後は違った。アメリカ的な価値を体現する学校教育と、戦前のイエ的もしくは

都市中間層の築いた家庭教育をモデルとする家庭教育に不一致が生じたからである。これにより、子どもたちは学校用の生活と家庭用の生活とを区分する、二重生活を強いられた（同：147-148）。「子どもがわからない」という母親の困惑は、彼女たちの依拠する家庭教育の理念と子ども達が体得してきた学校教育の理念とがかみ合わないことに起因した。坂西の逸話から検討しよう。

坂西は、東北の町で開かれた婦人大会で、ひとりの女性から「学校で人間は平等だとおしえるので、こどもは親のいっつけをきかない。修身をおしえないから、生意気になってこまる」と嘆かれたという。彼女は、女性は自身の不満をぶちまける機会を見出しただけで、本質的な解決を求めていると感じたという。そして、「この婦人は、むすこをじぶんの所有物とかがえている。親ひとり子ひとりの家庭で、行商をしながら、むすこを学校にかよわせている。彼女は将来の希望を全部、この子にかけている。あたまのよい子で、中学の先生は、ぜひ高校に進学させたいといっている。自分もそうさせたいとかがえている」と気づいたという（坂西1961：26）。

戦後に学校教育を受けた子どもは、独立した個人格は尊重されるべきで、自身の意思を伝え、実行できると考える。一方の母親は、子は親のことを聞くもの、親は子の利益を最も理解するもの、子の社会的地位の上昇は親子にとって望ましいものと考えた。すなわち、母親は親子間の主従関係を前提にしながらも、子の立身出世は子どものため、それを保障するのが母親の愛情と理解した。これは戦前の都市中間層の「教育する家族」に親和的だった。ところが、息子はそれを共有しない。彼は経験主義教育がさかんな時期に就学しており、アメリカの家族や社会を前提にした教育を内面化したからである。子どもと対話できないのは、むしろ親が新しい教育実践に無理解だからで、対話できる個人の育成を家庭内で疎かにした結果だと坂西は見たと思われる。



## 広がる近代家族と夫婦間の役割「分立」

「善き社会人」になることを目的としたアメリカ型の民主教育が国内で支持されず、権威による規律を重んじる道徳教育が支持された理由を教育経験の相違に求めることは出来そうだが、敗戦後の民主的雰囲気味わった親世代が権威的な「しつけ」に目を向けたのは、なぜだろうか。

期待される人間像が諮問されたのは、学生紛争の影響が高等学校に及んだことや、少年の凶悪犯罪が増えたことで、教育を通じた規律化が社会的に要請されたからであった。逸脱行動は外れ値で一般化できないが、しつけや家庭教育の衰えが問題視され、テコ入れが求められた。こうした議論から、親の権威をことさらに強調しなければならないほどに家庭内の規律は失われたと見ることもできる。

しかし、1950年に42.5%だった高校への進学率が、1955年には51.5%、1960年に57.7%、1965年に70.7%、1970年には82.1%にまで跳ね上がった点に留意すると、違う現実が浮かび上がる。戦前の義務教育は6年(1907年第5次小学校令)<sup>34)</sup>で、卒業後は進路に応じて分岐した。高等教育へのアクセスを予定する旧制中学校への進学者は1940年の段階でも約7%にすぎず、多くは高等小学校や婦徳(良妻賢母)の涵養を目的とする高等女学校を経て社会に出るため、家庭教育の期間は短かった。くわえて、人口の多数を占めた下層階級世帯は、家庭教育を行う金銭的・時間的余裕や関心をもたず、経験値も低かった。

敗戦後の経済的困窮の時期には、似た状況が続いたが、義務教育年限の延長は万人に及んだ。就業人口比率が高かった農村部にも、変化の波は徐々に押し寄せた。映画やラジオ、テレビなどを介して都市型生活が伝えられるとあこがれが高まり、都市中間層のライフスタイルが戦後家族のモデルと考えられるようになった。都市に移り、安定した生活を営むには学歴が必要だが、農村に残留する限り必要でない。経済成長に伴う若年人口

---

34) 1941(S16)年の国民学校令で義務教育は8年とされたが、戦時下の特例により高等科2年は終戦まで実現されず、実質的には6年であった。

の社会移動が一般化すると、状況は一変した。

受け皿となった都市では、中産階級型の家庭づくりが積極的に推進されていた。原動力となったのは労働組合で、組合員の妻を対象にした講習会などを開いては「明るい家庭づくり」の普及を図った。組合にとって組合員の妻が専業主婦であることは、家族賃金を企業に保障させる前提だった。経営の側にしても、家族賃金制は従業員の勤労意欲を高め、生産性を向上させる点で支持できた。組合活動を通じて、学歴による階層移動の可能性を知る夫と家庭教育に従事できる専業主婦の存在は、「教育する家族」の誕生を促した。教育への関心には地理的偏差が残ったものの、1960年代半ばには、「平等で民主的なしつけ、子供の自主性の尊重、親子の密接なコミュニケーションなど、親子関係やしつけのあり方はどの地域・階層でも共通な、以前よりもずっと均質的なものへと変化」しつつあった（広田1999：113）。

要するに、戦前に恵まれた都市の中上流層で育った経済人や官僚、知識人たちが低下したと評したしつけの現状は、新規参入者（「教育しない家族」の「教育する家族」化）である中流化しつつある社会階層の母親たちの戸惑いを表わしたものであり、戦前の近代家族が行った家庭教育に取り組み始めたばかりの不慣れさによるものだった。坂西が出会った女性もその一人だった。中流化する手段としてしつけと学習を渴望する社会の側と、しつけの低下を懸念する政策形成者の間には埋めがたい溝があったものの、家庭教育を重視する点で一致し、教育政策に議題設定されていく。

だがそれは童心主義・厳格主義・学歴主義から成る点で、アメリカの家庭教育と本質的に違っていった。赤ちゃん言葉の使用、親個人の時間や空間をもたない献身的な育児、社会のルールを規律化せず「子ども」であることを免罪符にする態度などアメリカでは支持されない教育行為は、天真爛漫さを重視する童心主義の強い日本では是認された。だが、一定の年齢を過ぎると童心主義は後退し、厳格なしつけが行われる。奔放から統制へと振れ幅が大きい。

厳格主義は序列化を伴う学歴主義と親和的で、学歴獲得による立身出世に向けた「受験」という競争に親子で従事する際にも依拠される。だが受験は母親を孤立させる。同級生が競争相手となり、母子がともに戦う以上、横のつながりを築きにくい。子どもらしさが許された子どもが、ある時期から厳格に規律されれば、反発が生まれる。大衆化する教育の中では、受験時の競争は激しさを増し、序列化のストレスや結果によるステイグマが時に病理（非行、校内暴力、引きこもり等）となって現れる。母親たちは対処を求められるが、横＝「ソト」の関係を築きにくい母親たちにとって、育児問題の解決は「ウチ」に向かう。ところが頼りになるはずの夫は不在で、妻は孤立する。母親たちの戸惑いはここに生じる。

矛盾する子育て理念の達成を一人で求められる母親の葛藤や孤立は、第19特別委員会では理解されず、家庭の責任が強調された。しかも家庭は愛に包まれた憩いの場であることを同時に求められた。男性はソトで稼ぎ、女性はウチで家事・育児・介護等一切のケア労働を無償で担い、愛のある癒しの空間、娯楽のある文化的な空間を築きもてなすこと、次世代を担う子どもの育児・教育に責任を負うことが期待された。

このように、高度経済成長期には、家庭生活における性別役割分業が定着したが、それは家庭内協働を予定しなかった。男女の役割を空間で区分し、「分立」させるものだった。学校教育において男女の特性にもとづく科目再編がなされ、男女別学を強化したことは、「分立」を正当化した。これにより、家庭科教育の基礎にあった男女の平等、協働、労働市場に参加する技能の修得を実現する契機は失われた。専業主婦の共感と呼んだ「亭主元気で留守がいい」は皮肉な表現といえる。

## 共に育てる

性別役割分業は日本に限らず、多くの国に見られる。経済的には、市場内での生産活動と家庭内の生産を分業する方が効率的であり、結婚という儀式を通じてジェンダーによる特化が進められたとの説明が成り立つ

(Becker 1981)。多くの場合、男性の稼ぎが女性を上回ることから、男性が市場の有償労働に、女性が家庭内のケア労働に就く。この説明は、戦後に男性が復員した際に、戦時動員により就業した女性を労働市場から退出させ、その見返りとして家族賃金を保障したことや、経済の低成長と高齢化が明らかになった1970年代に、企業は家族賃金を維持することで従業員の忠誠を得て生産活動を強化し、政府は家庭基盤の充実により自助自立型の福祉を実現しようとした（「日本型福祉社会」の創造）ことから支持される（木本 1995）。

だがそこには、「ジェンダーとして振舞う」という社会規範が強く作用したという説明も併存し得る。共働き化の程度が同じであっても、女性のケア負担の程度が国により異なる場合、別の理由が生じるからだ。日本では、昭和40年代（1960年代半ば以降）から男性稼得者と専業主婦の妻、二人の子どもからなる「標準家族」を社会統計の基礎にしたように、専業主婦を政策形成の所与の条件とした。雇用に主眼を置いた生活保障をなす政府にとって、専業主婦は保育・教育費、介護費を下げるうえで有用だった（宮本 2008）。例えば、子どもの宿題や学校行事、美化清掃、PTA 活動、放課後の過ごし方等に母親を関与させれば、教職員数は抑制できるし、負担も軽減できる。有償化するはずのケア労働を主婦の動員によって一部無償化させることが、教育や介護の分野に組み込まれた。

主婦が公的な教育・介護事業を補完する仕組みは、共働き化が進んだ現在も維持されている。令和2年版の『男女共同参画白書』から確認しよう。1986年から2016年の間に家庭が負担した家事・育児・介護時間に大差はなく、微増傾向も見られた<sup>35)</sup>。ケア負担の大きい6歳未満の子を持つ夫婦に限れば、もともと長かった妻の家事・育児・介護時間は大幅に伸び、夫の高水準の仕事等時間は一層増し、家事・育児・介護時間もわずかに長

---

35) ケア従事時間をみると、共働き世帯の夫は増加、妻はほぼ一定、専業主婦世帯の夫は増加、妻は微減となっている。ただし、夫の従事時間は圧倒的に低水準にあり、妻が過剰に負担する状況になっている。

くなったという<sup>36)</sup>。性別役割分業の経済的合理性を考えれば、妻の就業がフルタイム化し賃金が上がれば、分業の利点は失われ、平等化する。だが、日本の現状はそれに即さない。共働き世帯における妻のフルタイム(週35時間以上)就業率が42%(2019年)に届いても、賃金格差とケア労働の性別役割分業を堅持している。家庭内の生産は女性が担うべきだという社会規範の強さが窺える。女性を規範づけるものは何か。

女性の社会的属性は娘であること、妻であること、母であること、祖母であること等、対他的に決められる。「良妻賢母」言説は好例といえるが、いずれの属性が強いかは、時代や物質的・経済的環境、国や地域により異なる。戦後の日本においては「母であること」が有力な規定要因となった。戦後の標準家族は、核家族化による「嫁」役割の軽減(=家事や介護負担の軽減)、夫のサラリーマン化による「妻」役割の変化、家電による家事労働の軽減等により「母」としての役割が高まった。想起されたのは「教育する母親」であり、子どもの階層移動や家族の社会的評判を保障するために貢献した。専業主婦化が進んだ団塊の世代前後の母親たちは、マイホームに囲われたことで、子育てを自己目的化せざるを得なかった。男女雇用機会均等法施行後に就業した世代のジレンマはより深刻で、労働市場における生産活動を自ら断念し子育てを選んだことで、母親であることの価値を高めざるを得なかった(国広 2003:175-179)。母親という「役割完璧主義」が築かれたのである(Holloway 2010=2014)。手作り料理へのこだわりはその一例といえる(額賀・藤田 2022:第6章)。

完璧な母の危うさは、子どもとの境界を曖昧にする点にある。坂西志保がしつけを論じる際に、子どもは独占物でも所有物でもないとしたのは、親と子は別人格であること、家庭は夫婦の絆により築かれ、親子・兄弟姉妹間の絆を結び、対話と理解、協力のうえに成り立つこと、その関係は社会に及ぶこと、家庭教育は社会関係を体得するために行うことを示した

---

36) 内閣府『令和2年版 男女共同参画白書』10頁。

かったからだ。R. ベネディクトの「ウチ」と「ソト」、D. C. バーンランドの私的自己と公的自己等の類型が示すように、日本とアメリカとは、自己と他者の関係が異なる。議論を単純化すれば、日本は閉鎖的で親密なウチの関係を重視するのに対し、アメリカは自己の領域を守りながらも、他者との関係を開放的かつ広範囲に築く。プリントンが日米で行った聞き取り調査でも、日本では家族を夫婦と子どもで構成されると狭く捉えたのに対し（家族本質主義）、アメリカでは広く捉える傾向にあったという。つまり、アメリカは友人や隣人、親戚、親を含む相互扶助の関係、「共育で・共育ち」を前提にしたのである。

日本では1960年代に、子育ての責任は母親にあるという言説が流布し（中教審答申や繰り返された三歳児神話等）、そうした規範を内面化する仕組み（家庭科の女子教育化等）を学校教育に埋め込み、性別役割分業を基礎とする生活保障を補完してきた。言葉を加えれば、閉鎖的で親密な母子関係を前提にする「母親だけの子育て」は、雇用と社会保障からなる生活保障を支えるパーツとして組み込まれることで当然視され、そこにある問題を見えにくくした。「教育ママ」言説は一例で、熱心すぎる家庭教育を母親の個性に還元させた。しかし、彼女たちの行為は雇用レジーム（緊密に結びついた家庭・教育・労働関係）に方向づけられたものであり、就職と結びついた学歴主義が家庭教育のジェンダー化をより強化し、母親に有形無形の圧力をかけてきた（本田 2008）。近年はそのプレッシャーが高学歴共働き世帯の男性にも一部及んでいる。第1節で確認した意識変化が行動に現れたといえるが、家庭教育は親だけの責任という規範が彼らを困難にさせている（矢澤・国広・天童 2003；額賀・藤田 2022）。家庭教育の担い手となる家族の外延を広げることが求められる。家族に関する社会規範を変えることは容易でないが、社会化効果や教育効果があることは、冒頭の性別役割分業に関する認識の世代差から確認できる。母親だけ、夫婦だけの負担を社会や国家がともに担うことを当たり前とみる社会に転態させる規範が求められよう。

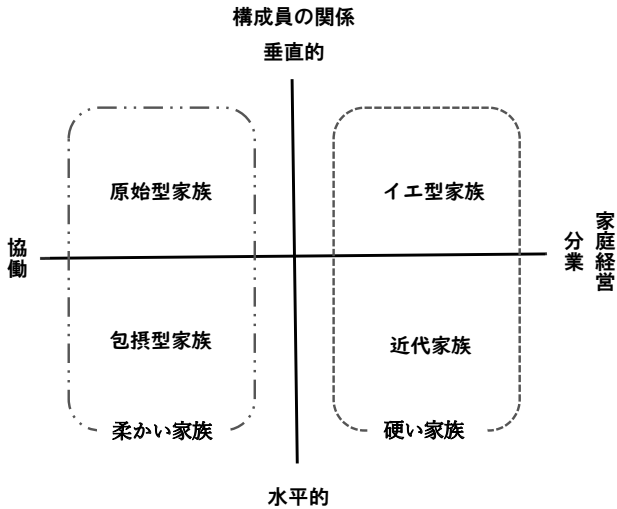
## おわりに

夫はソト、妻はウチという性別役割分業を敷いた日本では、父親が家庭教育から撤退するのを許してきた。ウチに在るのは母と子で、母親が家庭内の生産活動を一手に担ってきた。夫の不在による孤立や不満の蓄積が夫から見れば突然と思われる離婚通告に至る。そんなエピソードから始まる人間模様を描いたドラマ「熟年離婚」の主人公は、性別役割分業を体現した団塊の世代であった。子の巣立ち(=母親の卒業)と夫婦関係の解消時期が一致する条件を満たす、同居期間が20年以上の夫婦による離婚が離婚者全体の21.5%(2020年)を占めることは、協働を欠き役割「分立」させる夫婦のあり方に問題があることを示唆する。もちろん、父親たちも悩んでいる。仕事と家庭生活の両立が難しい現実、どこかに歪みを生じさせる。共に育み、共に暮らす、共にケアする社会(共生保障)を作るには、どのような家族像を前提にした政策形成が望まれるのだろうか。本稿の結びに代えて、暫定的な理念型(図5)を示して考えたい。

図5は、家庭経営のあり方を示す横軸「分業—協働」と、家族構成員の関係を示す縦軸「垂直的—水平的」で構成される2×2の理念型である。横軸は家庭生活を成立させる、糧となる市場での生産活動とケアからなる家庭内の生産活動をどのように行うか(家庭経営)を表す。「分業」は性別役割分業を基礎とした家庭経営を行う。「協働」は性別による役割を特に定めず、パートナー間の役割は交換も共有も可能で(脱ジェンダー化)、家族の外に委託もできる(脱家族化:政府や市場の活用)。ここから導き出される家族のあり方を考えよう。「分業」は構成員の性別に応じた管理をなすため、家族を狭く捉える家族本質主義となじみやすい。すなわち、「硬い家族」といえる。一方、「協働」は家族の役割や外延を改編可能とみることから、「柔らかい家族」と定義できる。

これを構成員の関係を示す縦軸と掛け合わすと、さらなる特徴が見えて

図5 家族像の理想型



くる。第1象限のイエ型家族は、家族構成員の垂直的な関係を前提に、性別役割分業にもとづく家庭経営を行う。明治期に制度化された日本の家族や儒教思想にもとづく家族が想定される。「イエ」という表現を用いると、父系家族の秩序を想起しやすいが理想型は序列の内容まで規定しない。性別・年齢・社会的役割による序列化およびその掛け合わせ等、複数のパターンが考えられる。だがいずれも権威的な態度を招きやすい。

第4象限の近代家族は、水平的な関係を要件にした性別役割分業をとる。ここでも家族の集団性が重視されるが、対等な個人からなる家族という前提は自由主義や民主主義的価値となじみやすい。20世紀半ばまでの欧米諸国の家族がこれに当たる。

第3象限の包摂型家族は、家族の単位を対等な個人とし、その役割を固定しない家族をさす。この家族は落合恵美子のいう「21世紀家族」に相当する（落合 2019）が、「包摂」という表現を用いたのは、脱工業化した社会で生ずるさまざまなリスクを家族が管理するには、近代家族が家庭内領



域から分離した公共領域との接合や、近代家族が排除した非親族とゆるくつながることが欠かせないからである。理念型の特徴たる外延の拡張が可能な「柔らかい家族」は連帯を求めることから、共働きと「子育て・共育ち」を促しやすい。

第2象限の原始型家族は、構成員を序列化しつつ、生産活動を全員で行う家族をさす。生産が未分化した社会で成り立つと考えられる。

類型はあくまで理念型で、実際には混合するし、移行する。20世紀前半のアメリカは近代家族に分類されるが、開放度の高い対人関係を築く文化規範をもったこと、進歩主義の影響が強かったことから、第3・第4象限横断的に位置した。公民権運動や女性運動がさかんだった1960年代には、性別役割分業が問題視され、脱ジェンダー化を志向する機運が一部で高まった。現在のアメリカでは、脱ジェンダー化と市場化により転態可能な柔らかい家族を志向する包摂型家族が社会的にも承認されている。だがその一方で、家族をアメリカ社会の礎石とする保守主義の立場（近代家族）も健在で、綱を引きあっている。

日本では、イエ型家族と近代家族が併設した。大正期に都市の新中間層が築いた近代家族は夫婦の対等な関係を謳ったものの、親子関係とりわけ父子関係は権威的で、父親が期待する家庭教育を母親が体現する点でも家庭内の性別役割分業と序列化が見られた。人口の多数を占める農山漁村ではイエ型家族(家長制)を基本とした。その封建性を問題にした GHQ は、生活改善運動や家庭科教育等を通じて、家族関係の対等化と家庭経営の協働を求めた。すなわち、協働の発想(包摂型家族)を近代化の推進力として「近代家族」化を促したのである。だが、定着は難しかった。講和独立後に家庭教育や家庭科教育の刷新を担った官僚や知識人(男性)たちは、近代家族を権威的な関係にひきつけて理解したからである。

総じてみれば、戦後の日本の家族は「近代家族」に位置したものの、それを仔細に検討すると2つの流れがあったことがわかる。一つは、占領改革の過程でニューディーラーが推奨した男女の平等(女性の解放)と協働

を重視する近代家族（包摂型近代家族）であり、もう一つは主に日本の男性知識人や経済人、官僚が支持した権威を尊重する近代家族（イエ型近代家族）である。2つは性別役割分業を前提にしたものの、男性の家庭生活への関わり方やケア労働への共感の程度を違えた。前者は高く、後者は低くかった。占領改革でGHQが女性を積極的に登用したのは、男女が協働する社会の実現を目指したからである。ところが、戦後になると包摂型の近代家族の形成を願う女性たちは政策決定の場から徐々に後退させられた。本論で検討した家庭科教育や家庭教育はその過程を如実に表していた。

学校教育を通じて内面化されたジェンダー規範と戦後の経済体制が活用した分立型の性別役割分業は、男性稼得者モデルが機能した1980年代までは問題になりにくかった。世帯収入の減少から共働き化が進むと少子化という形で現れた。ケインズ主義的福祉国民国家は、ケアを政治経済から外部化し、家族に担わせたからである。新たなケアの担い手を欠いたまま、女性が市場に参加すれば、付けは家族に回る。隘路を抜け出すには、家族の外延を広げる必要がある。落合が指摘するように、現代日本で求められるのは、新しい家族のあり方を保障する制度改革かもしれない。

だがそれは容易でない。戦後から現在に至る女性政策、教育政策、社会保障政策、労働政策は「ケアする家族」の問題と不可分の関係にあり、個別の政治過程には、いずれの家族像を体現するかという理念の衝突があった。私たちは、これからどのようにして「共にケアする家族」を築けばよいのだろうか。冒頭の問題に戻るわけだが、ここでいう「共にケアする家族」は「共にケアする社会」の構成要素であり、政府による支援が求められる。というのも、共働きが一般化した社会で出生率を維持し、高齢化した社会で尊厳のある暮らしを営むには、ケアの単位を夫婦や親子に限るのではなく、外延を広げて共に支えあうことが欠かせないからだ。むしろ、実現は容易でない。「協働」の仕組みが求められてから20年以上経っても上手く機能しないのは、阻害要因があることを示唆する。ケアを家族の問題に限る社会規範の根強さは、その一つに挙げられる。これを変えるに

は、新しいアイデアの推進者を政策決定の場に参加させ、制度化させることが有効だが、それには政治判断が俟たれる(堀江 2005)。

もう一つは、ケアの供給主体の選別と分立である。家族によるケアを前提にする日本では、ケア労働の当事者性が限られ争点化を免れてきた。「共にケアする社会」の実現には、誰もがケアの担い手となること(当事者性の普遍化)を仮定した政策形成が望まれる。社会規範の転換を促すためにも、柔軟な家族のあり方を許容する家庭科教育のあり方が問われるかもしれない。これらの問題を検討することを今後の課題としたい。

\* 本研究はJSPS 科研費 JP20H01459, JP20K20847, JP19K01464 の助成を受けたものです。

#### 【参考文献】

- アリエス, フィリップ(1980)『<子供>の誕生——アンシャン・レジーム期の  
子供と家族生活』(杉山光信・杉山恵美子訳) みすず書房.
- 上村千賀子(2007)『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房.
- 大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店.
- 太田美帆(2008)「日本の農村生活研究と生活改善普及事業の軌跡」水野正己・  
佐藤寛編『開発と農村——農村開発論再考』日本貿易振興機構アジア経済研  
究所, 169-217頁.
- 大森松代(1948)「家庭科教育」『アメリカ教育』第3巻第5号, 28-34頁.
- 小川太郎(1955)「日本の親子関係と教育」『日本教育の構造』国土社, 81-103頁.
- 尾島恭子・奥田都子(2001)「家政学と家庭科の本質的連関——山本キク氏の原  
論をてがかりに」『家政学言論研究』第35巻, 64-69頁.
- 落合恵美子(2019)『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた 第  
4版』有斐閣.
- 荻谷剛彦(2001)『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ』  
有信堂高文社.
- 吉川徹(2009)『学歴分断社会』筑摩書房.
- 木村涼子(2010)『<主婦>の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.
- 木本喜美子(1995)『家族・ジェンダー・企業社会——ジェンダー・アプローチ

- の模索』ミネルヴァ書房.
- 国広陽子（2003）「都市環境・子育て・シティズンシップの未来」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て』勁草書房, 171-201頁.
- 小山静子（2009）『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房.
- （2022）『良妻賢母という規範 新装改訂版』勁草書房.
- 坂西志保（1949）「アメリカ家庭のしつけ」青木誠四郎編『新しい家庭のしつけ』中央社, 210-245頁.
- （1953）『明るい未来のために』東洋経済新報社.
- （1961）『民主主義はこどものときから』民主教育協会.
- 三十年記念誌編集委員会編（1982）『全国高等学校長協会家庭部会30年記念誌』全国高等学校長協会家庭部会.
- 柴静子（2001）「占領下の日本における家庭科教育ナショナル・リーダーの米国視察（第2報）——視察者の選定過程」『日本家庭科教育学会誌』第44巻第3号, 200-210頁.
- （2002）「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（XV）——CIE教育映画『明るい家庭生活』の映像分析を中心に」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』第51号, 465-474頁.
- （2005）「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（XIX）——高等学校家庭科教育政策の評価（その1）」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』第54号, 337-346頁.
- （2006）「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（XX）——「昭和22年度学習指導要領家庭科編（試案）」の教科理念の形成」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』第55号, 333-342頁.
- （2007）「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（XXI）小学校家庭科廃止論の台頭に関する再考察」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』第56号, 287-296頁.
- 杉江清（1953）「産業教育と職業・家庭科教育」日本職業指導協会編『職業・家庭科の新方向』実業之日本社, 10-18頁.
- 鈴木智道（1997）「戦間期日本における家族秩序の問題化と「家庭」の論理——下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して」『教育社会学研究』第60集, 5-22頁.
- 武石恵美子（2006）『雇用システムと女性のキャリア』勁草書房.
- 天童睦子・多賀太（2016）『「家族と教育」の研究動向と課題——家庭教育・戦

- 略・ペアレントクラシー」『家族社会学研究』第28巻第2号, 224-233頁.
- 徳久恭子 (2011) 『学歴と労働市場』『レヴァイアサン』(49), 84-109頁.
- 豊田真穂 (2007) 『占領下の女性労働改革——保護と平等をめぐる』勁草書房.
- 西清子編 (1985) 『占領下の日本婦人政策——その歴史と証言』ドメス出版.
- 額賀美紗子・藤田結子 (2022) 『働く母親と階層化——仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』勁草書房.
- 広田照幸 (1999) 『日本人のしつけは衰退したか——「教育する家族」のゆくえ』講談社.
- ブリントン, メアリー C. (2022) 『縛られる日本人——人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか』池村千秋訳, 中央公論新社.
- 堀江孝司 (2005) 『現代政治と女性政策』勁草書房.
- 本田由紀 (2008) 『「家庭教育」の隘路——子育てに強迫される母親たち』勁草書房.  
—— (2014) 『もじれる社会——戦後日本型循環モデルを超えて』筑摩書房.
- 宮島健・山口裕幸 (2018) 「印象管理戦略としての偽り実効化——多元的無知のプロセスにおける社会的機能」『実験社会心理学研究』第58巻第1号, 62-72頁.
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣.
- 矢澤澄子・国広陽子・天童睦子 (2003) 『都市環境と子育て——少子化・ジェンダー・シティズンシップ』勁草書房.
- 山田昌弘 (2007) 『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』筑摩書房 (文庫版).
- 山田真由美 (2021) 「『期待される人間像』(第一次草案)の成立過程——各委員による意見発表の内容を手掛かりに」『北海道教育大学紀要』第72巻第1号, 83-96頁.
- 山本キク (1952a) 「わが道を求めて」『産業教育』第2巻第1号, 29-33頁.  
—— (1952b) 「高等学校家庭科教育の現状と問題」杉江清編『一中学校・高等学校における一産業教育の現状と問題』雇用問題研究会.  
—— (1953) 「職業・家庭科の反省」日本職業指導協会編『職業・家庭科の新方向』実業之日本社, 72-81頁.  
—— (1957) 「高等学校の家庭科教育をどう見るか, どのようにするか」『産業教育』第7巻第11号, 9-14頁.
- 湯沢雍彦 (2012) 『昭和後期の家族問題——1945~88年, 混乱・新生・動揺のなかで』ミネルヴァ書房.

- Becker, Gary S. (1981), *A Treatise on the Family*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Esping-Andersen, Gösta (1999), *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press.=2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.
- (2009), *The Incomplete Revolution: Adapting Women's New Roles*, Cambridge: Polity.=2022, 大沢真理訳監訳『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』岩波書店.
- Hall, Peter and David Soskice eds., (2001), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press.
- Hara, Hiromi and Núria Rodríguez-Planas (2021), "Long-Term Consequences of Teaching Gender Roles: Evidence from Desegregating Industrial Arts and Home Economics in Japan," *RIETI Discussion Paper Series* 21-E-072:1-63.
- Holloway, Susan D. (2010). *Women and Family in Contemporary Japan*, Cambridge: Cambridge University Press. =2014, 高橋登・清水民子・瓜生淑子訳『少子化時代の「良妻賢母」——変容する現代日本の女性と家族』新曜社.
- Jessop, Bob (2002), *The Future of the Capitalist State*, Cambridge: Polity.